

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年9月28日

【事業年度】 第16期(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

【会社名】 株式会社ウイルプラスホールディングス

【英訳名】 WILLPLUS Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成瀬 隆章

【本店の所在の場所】 東京都港区芝5丁目13番15号

【電話番号】 03-5730-0589

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 依田 卓弥

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝5丁目13番15号

【電話番号】 03-5730-0589

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 依田 卓弥

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月
売上高 (千円)	29,860,088	35,068,288	40,776,283	39,696,158	44,115,675
経常利益 (千円)	1,115,085	1,196,679	2,301,554	2,377,641	1,943,923
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	730,036	802,271	1,533,369	1,550,541	1,302,460
包括利益 (千円)	730,261	802,271	1,533,369	1,550,541	1,302,460
純資産額 (千円)	5,421,467	6,123,047	7,530,958	8,829,660	9,746,309
総資産額 (千円)	14,673,844	16,645,323	16,972,283	18,630,096	23,644,787
1株当たり純資産額 (円)	580.47	645.24	791.47	923.02	1,005.48
1株当たり当期純利益 金額 (円)	78.36	85.32	161.47	162.84	135.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	75.68	83.19	158.32	159.70	133.56
自己資本比率 (%)	36.9	36.8	44.4	47.4	41.2
自己資本利益率 (%)	14.3	13.9	22.5	19.0	14.0
株価収益率 (倍)	10.6	7.8	6.6	5.5	9.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	57,026	1,717,255	2,890,547	1,910,391	2,266,291
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,881,233	1,201,947	676,164	217,997	412,036
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,772,864	594,330	1,359,977	469,407	1,430,337
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,412,488	2,522,127	3,376,534	5,538,335	4,290,345
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇人員〕 (名)	448 〔12〕	487 〔9〕	527 〔7〕	523 〔2〕	575 〔1〕

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首より適用しており、第15期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月
売上高 (千円)	730,405	844,359	914,149	954,335	981,497
経常利益 (千円)	220,552	317,825	340,860	387,091	326,114
当期純利益 (千円)	149,190	214,224	235,196	271,632	239,898
資本金 (千円)	203,319	218,000	222,228	231,768	255,618
発行済株式総数 (株)	9,724,720	9,874,560	9,900,320	9,951,200	10,078,400
純資産額 (千円)	1,373,378	1,486,912	1,596,649	1,616,442	1,470,530
総資産額 (千円)	6,227,716	6,970,398	5,988,037	6,720,497	8,440,518
1株当たり純資産額 (円)	147.05	156.69	167.80	168.98	151.71
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	13.80 (5.00)	14.00 (5.00)	28.26 (5.00)	34.90 (5.00)	41.17 (15.00)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	16.01	22.78	24.77	28.53	24.95
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	15.47	22.21	24.28	27.98	24.60
自己資本比率 (%)	22.1	21.3	26.7	24.1	17.4
自己資本利益率 (%)	11.1	15.0	15.3	16.9	15.5
株価収益率 (倍)	52.1	29.1	43.0	31.3	48.9
配当性向 (%)	86.2	61.4	114.1	122.3	165.0
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇人員〕 (名)	42 〔1〕	44 〔1〕	45 〔0〕	41 〔0〕	54 〔-〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	89.1 (91.8)	72.7 (94.6)	117.8 (120.5)	103.4 (118.8)	118.6 (149.3)
最高株価 (円)	1,140	1,025	1,447	1,200	1,356
最低株価 (円)	643	398	523	767	828

- (注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 第15期(2022年6月期)の1株当たり配当額には、特別配当1.12円を含んでおります。
3. 最高・最低株価は2018年2月20日より東京証券取引所第一部、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首より適用しており、第15期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

当社は、輸入車販売関連事業を行う5社の連結子会社をもつ持株会社であります。

当社グループの創業は、福岡県北九州市において当社代表取締役成瀬隆章の実父である成瀬斌英が、1997年1月に「株式会社さんふらわあシージェイ」（のちに株式会社福岡クライスラーに商号変更）を資本金50,000千円で設立したことに始まります。福岡市内に新社屋を構え、西日本地区で最初のクライスラーの正規ディーラーとして輸入車販売事業を展開してまいりました。

2004年10月、当社代表取締役の成瀬隆章が、自己資金等により同社株式を全株取得し、当社グループとしての事業活動が始まりました。2005年7月に東京都大田区に、2006年5月に福岡県久留米市にそれぞれ店舗を開設し、2007年7月には事業拡大のためクインランド・カーズ株式会社の完全子会社である株式会社フォーピラーズの株式取得をいたしました。

輸入車販売関連事業においてナンバーワン・オンリーワンを目指し、一定販売エリアにおける多重ブランド化戦略を推し進めておりましたが、インポーターとの契約でブランド毎に法人を分ける必要があり、他ブランドのディーラー買収を機動的に実行できる体制の構築が必要となりました。

そこで、迅速な経営情報の提供が可能である体制、経営資源の最適配置、経営意思決定の迅速化等を目的として同年10月25日、株式会社福岡クライスラー及び株式会社フォーピラーズの共同株式移転により完全親会社として株式会社ウイルプラスホールディングスを設立いたしました。

現在までの当社グループの沿革は次のとおりであります。

年月	事業の変遷
1997年 1月	福岡県北九州市にて株式会社さんふらわあシージェイを創業（資本金50,000千円）
1997年 1月	株式会社福岡クライスラーに商号変更、福岡市内に新社屋を構え、西日本地区で最初のクライスラーの正規ディーラーとして新車販売事業を展開
2004年10月	現当社代表取締役社長の成瀬隆章が、自己資金等により同社株式を全株取得し、当社グループとしての事業活動開始
2005年 7月	東京都大田区に店舗を開設
2006年 5月	福岡県久留米市に店舗を開設
2007年 7月	事業拡大のためクインランド・カーズ株式会社の完全子会社である株式会社フォーピラーズの第三者割当により発行済株式の90%を取得、米国フォード車のディーラー事業、インポーター事業、PDI（納車前検査）事業、パーツ（自動車部品）卸売事業を開始
2007年10月	東京都大田区上池台に、株式移転により株式会社ウイルプラスホールディングスを設立 株式会社福岡クライスラー（3店舗）、株式会社フォーピラーズ（1店舗）を完全子会社化
2008年 7月	フィアット/アルファ ロメオ正規ディーラーであるチェッカーモータース株式会社（4店舗）を株式取得により完全子会社化
2009年 2月	日本最初の専門店としてアバルト東京を東京都大田区に出店
2009年 5月	株式会社ウイルプラスモータース（のちに株式会社ダブリューへ商号変更、現 ウイルプラスモトーレン株式会社に吸収合併）を設立
2009年 7月	クライスラー日本株式会社より、クライスラー・ジープ・ダッジ世田谷、クライスラー・ジープ・ダッジ横浜の事業を承継
2009年 8月	株式会社ウイルプラスモータースを株式会社ウイルプラスモトーレンに商号変更
2009年 9月	株式会社ウイルプラスモトーレンがBMW（2店舗）・MINI（2店舗）を事業譲受し、BMW・MINIの取り扱いを開始
2009年12月	株式会社ダブリュー・エムを設立
2010年 1月	フィアット/アルファロメオ池袋を東京都板橋区に出店
2010年 2月	MINI新宿、MINI NEXT新宿を東京都新宿区に出店、MINI新宿サービスを東京都中野区に出店
2010年 4月	株式会社ウイルプラスモトーレンを株式会社ダブリューに商号変更 株式会社ダブリュー・エムをウイルプラスモトーレン株式会社に商号変更
2010年 7月	株式会社福岡クライスラー、株式会社フォーピラーズ、チェッカーモータース株式会社を合併し、チェッカーモータース株式会社に商号変更
2011年 8月	フィアット/アルファ ロメオ世田谷を東京都世田谷区に出店
2011年 9月	本社を東京都大田区南千束へ移転
2011年12月	MINI博多を福岡県福岡市博多区に出店
2013年 1月	アバルト世田谷を東京都世田谷区に出店
2013年 5月	ウイルプラスモトーレン株式会社が株式会社ダブリューを吸収合併
2013年 9月	Willplus BMW八幡を福岡県北九州市八幡東区に出店
2014年 3月	MINI NEXT中野を東京都中野区に出店
2014年 4月	ボルボの正規ディーラーである帝欧オート株式会社（5店舗）、並びにその子会社でありジャガーの車輛整備事業を行う株式会社帝欧オートサービスを株式取得により完全子会社化
2014年 6月	クライスラー/ジープ北九州を福岡県北九州市小倉北区に出店
2014年 7月	帝欧オート株式会社が株式会社帝欧オートサービスを吸収合併
2014年10月	フィアット/アルファ ロメオ/アバルト/クライスラー/ジープ藤沢湘南を神奈川県茅ヶ崎市に出店

年月	事業の変遷
2016年3月	東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2016年10月	ジープ福岡西を福岡県福岡市西区に出店
2016年12月	本社を東京都港区芝へ移転
2017年5月	帝欧オート株式会社がボルボ・カーズ小田原を事業譲受
2017年9月	東京証券取引所市場第二部に市場変更
2017年11月	ウイルプラスアインス株式会社を設立
2018年1月	アルファ ロメオ大田を東京都大田区に出店
2018年2月	東京証券取引所市場第一部指定
2018年3月	チェッカーモータース株式会社がジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社と正規ディーラー契約締結
2018年4月	チェッカーモータース株式会社がジャガー・ランドローバー湘南を事業譲受
2018年9月	ウイルプラスアインス株式会社がボルシェ・ジャパン株式会社と正規ディーラー契約締結
2018年11月	ジープ目黒を東京都目黒区に出店
2018年12月	ウイルプラスアインス株式会社がボルシェ・センター仙台を事業譲受
2019年1月	ボルシェ・センター郡山を福島県郡山市に出店
2019年3月	MINI山口を山口県防府市に、MINI NEXT周南を山口県周南市に出店
2019年4月	チェッカーモータース株式会社がジャガー・ランドローバー三鷹を事業譲受
2019年11月	チェッカーモータース アブルーブド宗像を福岡県宗像市に出店
2021年2月	ジャガー・ランドローバー相模原を神奈川県相模原市に出店
2021年2月	MINI NEXT福岡東を福岡県糟屋郡に出店
2022年4月	東京証券取引所プライム市場に移行
2022年8月	ジープ大田を東京都大田区に出店
2023年1月	ウイルプラスエンハンス株式会社を設立
2023年4月	ウイルプラスモトーレン株式会社がMINI久留米を事業譲受
2023年5月	ウイルプラスエンハンス株式会社がBYD Auto Japan株式会社と正規ディーラー契約を締結

- (注) 1.2023年7月1日付で連結子会社のチェッカーモータース(株)をウイルプラスチェッカーモータース(株)に、帝欧オート(株)をウイルプラス帝欧オート(株)に商号変更いたしました。
- 2.2023年7月1日付でウイルプラスチェッカーモータース(株)からジャガー・ランドローバーブランド事業をウイルプラスエンハンス(株)に事業譲渡いたしました。
- 3.2023年7月1日に福岡県福岡市西区に「BYD AUTO福岡西」を出店いたしました。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、連結子会社5社と持株会社である当社により構成されております。連結子会社5社はそれぞれが取扱うブランドごとにインポーター（注1.）と正規ディーラー契約（注1.）を締結し、新車（注2.）、中古車（注3.）の販売及び車輛整備並びに損害保険の代理店業等の事業活動を行っております。当社は、これら連結子会社の株式を所有し、グループ各社の経営管理及びそれに付随する業務を行うとともに、各社の経営状況を把握した上でのグループとしての事業戦略の策定を行っております。また、グループ全体としてのリスク管理やコンプライアンスの強化に努めております。

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであり、商品品目は、新車、中古車、業販（注4.）、車輛整備、その他の5品目であります。

なお、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

#### 〔品目〕

##### 新車

各連結子会社が正規ディーラーとして、各インポーターから仕入れた新車を販売しております。チェッカーモータース株式会社（現 ウイルプラスチェッカーモータース株式会社）は、アルファ ロメオ、フィアット、アバルト、ジープ、ジャガー、ランドローバー（注5.）のブランドの全ての新車を取り扱っており、東京都、神奈川県、福岡県に18店舗を出店しております。ウイルプラスモトーレン株式会社は、BMW、MINIブランドの全ての新車を取り扱っており、東京都、福岡県、山口県に11店舗を出店しております。帝欧オート株式会社（現 ウイルプラス帝欧オート株式会社）は、ボルボブランドの全ての新車を取り扱っており、福岡県に4店舗を出店しております。ウイルプラスアインス株式会社は、ボルシェブランドの全ての新車を取扱っており、宮城県、福島県に2店舗を出店しております。ウイルプラスエンハンス株式会社はBYD Auto Japan株式会社との間で正規ディーラー契約を締結いたしました。

なお、2023年7月にBYDブランドの新車を取り扱う「BYD AUTO福岡西」を福岡県に出店いたしました。

##### 中古車

各連結子会社にて、各ブランドの高年式低走行の認定中古車を中心に販売しております。商品の仕入は、新車販売時の下取、買取、オートオークション（注6.）により行っております。

チェッカーモータース株式会社（現 ウイルプラスチェッカーモータース株式会社）が当社グループ取り扱いブランドの認定中古車を取扱う中古車専門の店舗を福岡県に出店しております。

##### 業販

下取した他社ブランドの中古車をオートオークションで販売しております。また、他社ディーラーからの依頼を受け、当社グループ内で保有している新車・中古車を販売することもあります。

##### 車輛整備

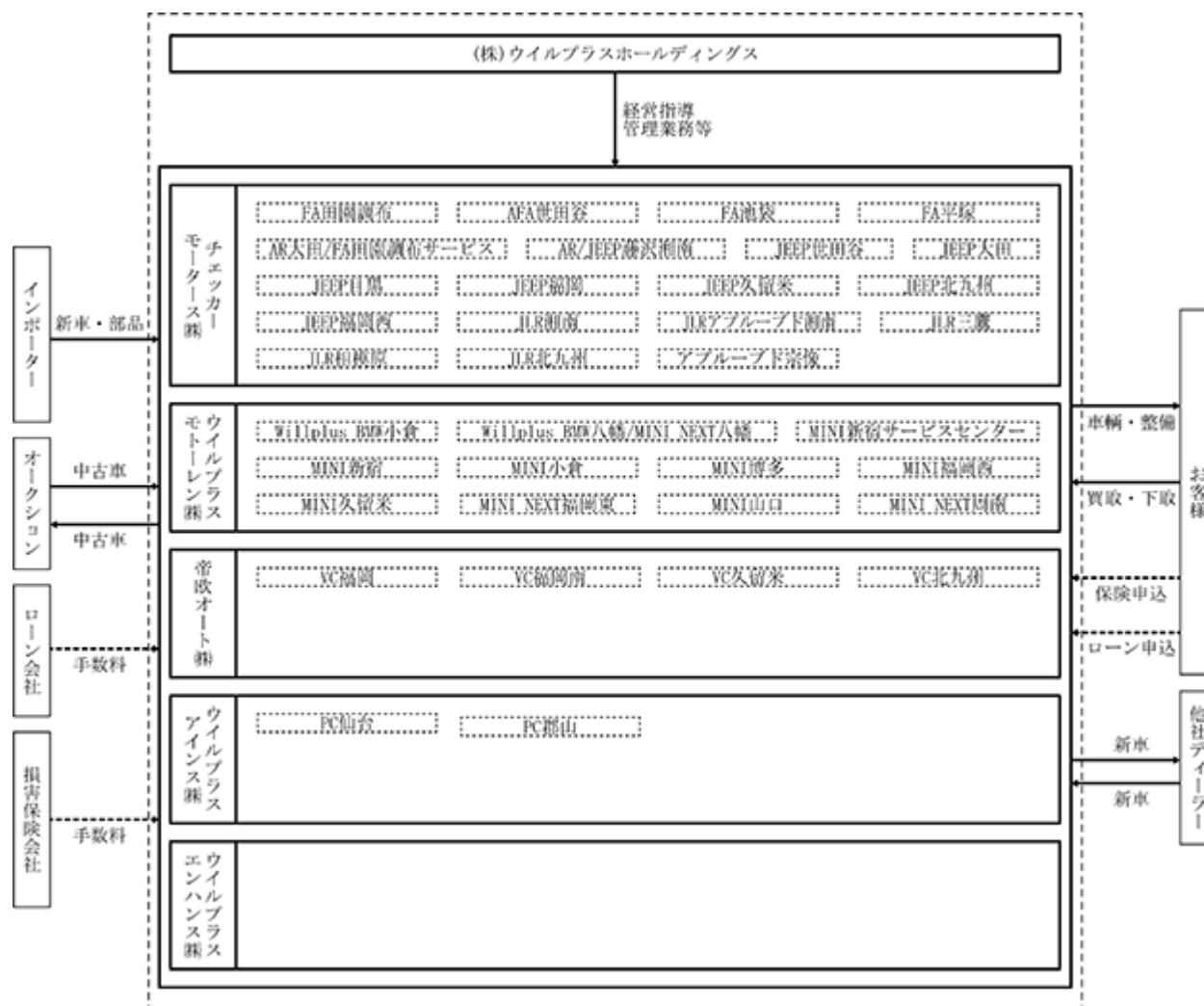
販売した車輛を中心に整備、修理や車検を主なサービスとしております。一部店舗を除き、ショールームと併設してサービス工場を設置しております。

##### その他

主として、損害保険会社の代理店として自賠責保険や任意保険等の販売等であります。

- (注) 1. 外国自動車メーカーからの輸入代理権を基に、日本国内で輸入車を取り扱う業者（＝インポーター）と正規販売代理店契約を締結している自動車ディーラーのこと。
2. メーカーで生産された後に、初めてナンバー登録されて販売される車輛、あるいは未登録の状態の車輛のこと。
3. ナンバー登録された車輛や消費者の購入等によって使用された後、再び販売される車輛のこと。
4. 一般顧客に販売せず、オートオークション業者や他社ディーラーに販売する車輛及びその販売形態のこと。
5. 2023年7月1日付でジャガー・ランドローバーブランド事業はウイルプラスエンハンス株式会社に事業譲渡しております。
6. 中古車業者が参加して取引する中古車卸売市場のこと。会場に車輛を集めて行う現車オークションやインターネットを利用したオークション等の形態がある。

## 〔事業系統図〕



- (注) 1. 上表中の「AFA」はアルファ ロメオ/フィアット/アパルトの略、「FA」はフィアット/アパルトの略、「AR」はアルファロメオの略、「VC」はボルボ・カーの略、「PC」はポルシェセンターの略であります。
2. -----内が当社グループに該当します。
3. ウイルプラスエンハンス株式会社は、2023年1月6日に設立し、同年7月1日より事業を開始いたしました。

会社名	取扱ブランド	店舗数
チェッカーモータース株式会社	フィアット・アルファ ロメオ・アパルト・ジープ・ジャガー・ランドローバー	19
ウイルプラスモーターレン株式会社	BMW・MINI	11
帝欧オート株式会社	ボルボ	4
ウイルプラスアインズ株式会社	ポルシェ	2
ウイルプラスエンハンス株式会社	BYD	-

- (注) 1. チェッカーモータース株式会社は2023年7月1日付でウイルプラスチェッカーモータース株式会社に商号変更しております。帝欧オート株式会社は2023年7月1日付でウイルプラス帝欧オート株式会社に商号変更しております。
2. ウイルプラスエンハンス株式会社は2023年5月にBYD Auto Japan株式会社との間で正規ディーラー契約を締結し、2023年7月1日に福岡県福岡市にBYDの店舗をオープンいたしました。また、同日付でチェッカーモータース株式会社（現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社）よりジャガー・ランドローバーブランド事業を事業譲渡いたしました。



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) チェッカーモータース株式会社 (注) 2、4、5	東京都港区	50,000	輸入車販売 関連事業	100.0	事務代行契約に基づく事務代行受託料の受取、役員の兼任(4名)、従業員の兼務、出向、運転資金の融資
ウイルプラスモトーレン株式会社(注) 2、6	東京都港区	50,000	輸入車販売 関連事業	100.0	事務代行契約に基づく事務代行受託料の受取、役員の兼任(5名)、従業員の兼務、出向、運転資金の融資
帝欧オート株式会社(注) 2、4、7	東京都港区	30,000	輸入車販売 関連事業	100.0	事務代行契約に基づく事務代行受託料の受取、役員の兼任(4名)、従業員の兼務、出向、運転資金の融資
ウイルプラスアインス株式会社	東京都港区	10,000	輸入車販売 関連事業	100.0	事務代行契約に基づく事務代行受託料の受取、役員の兼任(4名)、従業員の兼務、出向、運転資金の融資
ウイルプラスエンハンス株式会社	東京都港区	10,000	輸入車販売 関連事業	100.0	事務代行契約に基づく事務代行受託料の受取、役員の兼任(4名)、従業員の兼務、出向、運転資金の融資

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 2023年7月1日付にてチェッカーモータース株式会社はウイルプラスチェッカーモータース株式会社に、帝欧オート株式会社はウイルプラス帝欧オート株式会社に商号変更いたしました。

5. チェッカーモータース株式会社は、売上高(連結相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等 2023年6月期

売上高	24,920,960	千円
経常利益	906,857	千円
当期純利益	593,063	千円
純資産額	5,464,571	千円
総資産額	12,236,292	千円

6. ウイルプラスモトーレン株式会社は、売上高(連結相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等 2023年6月期

売上高	10,376,255	千円
経常利益	474,019	千円
当期純利益	328,951	千円
純資産額	2,721,057	千円
総資産額	4,587,316	千円

7. 帝欧オート株式会社は、売上高（連結相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が 10%を超えております。

主な損益情報等 2023年6月期

売上高	5,442,334	千円
経常利益	155,439	千円
当期純利益	106,462	千円
純資産額	1,348,804	千円
総資産額	3,187,827	千円

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2023年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
輸入車販売関連事業	575 (1)
合計	575 (1)

- (注) 1. 当社グループは輸入車の販売、車輛整備、その他関連事業を主たる事業としており、単一セグメントのため輸入車販売関連事業として合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間平均人員を( )外数で記載しております。

## (2) 提出会社の状況

2023年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
54 ( - )	41.9	5.20	5,206

セグメントの名称	従業員数(名)
輸入車販売関連事業	54 ( - )
合計	54 ( - )

- (注) 1. 当社は単一セグメントのため輸入車販売関連事業として合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員(当社からの出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間平均人員を( )外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業等取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3		
			全労働者(%)	うち正規雇用労働者(%)	うち非正規労働者(%)
(株)ウイルプラスホールディングス	23.1	0.0	76.5	74.3	88.2

連結子会社	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業等取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3		
			全労働者(%)	うち正規雇用労働者(%)	うち非正規労働者(%)
チェッカーモーターズ(株)	2.3	50.0	62.0	63.9	44.1
ウイルプラスモーターズ(株)	0.0	20.0	58.2	56.6	93.6

2023年7月1日付でウイルプラスチェッカーモーターズ(株)に商号変更しております。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)(以下、女性活躍推進法)の規定に基づき算出したものであります。管理職は課長相当職以上の合計であります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 女性活躍推進法の規定に基づき、以下の方法で算出しております。
- 男女の賃金差異 = 女性の平均年間賃金 ÷ 男性の平均年間賃金、平均年間賃金 = 総賃金 ÷ 人員数

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の基本方針

当社グループは、「輸入車のある生活を提案し、より多くの皆様と豊かさ・楽しさ・喜びを分かち合い、関わるすべての人々を温かい笑顔に変えていく挑戦を続ける。」という経営理念の下、社会の公器として地域社会、株主、そして従業員など、すべてのステークホルダーにとって価値ある企業となることを目指しております。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業規模の拡大、収益力の強化、投資効率の向上を重要な経営課題としており、これらを実現するため、自己資本比率、株主資本利益率（ROE）を重要な経営指標と位置付けております。

自己資本比率は40%、投資効率の向上のため株主資本利益率15%以上を維持することを目標値としております。

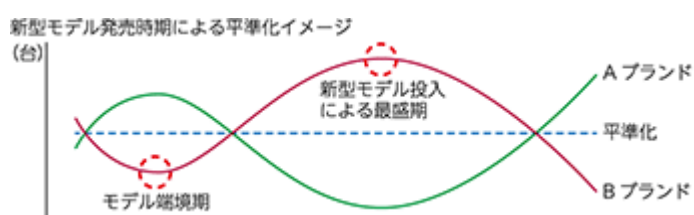
#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは「より多くの皆さまに輸入車のある楽しさ、豊かさ、喜び」を提供し続けるナンバーワン、ナンバーワンの企業グループを目指すとともに、輸入車販売関連事業を通じ、より多くのお客様へ「輸入車と共にある未来（=WILL）」にプラス（=PLUS）して「関わるすべての皆さまに喜びを」分かち合うことができるよう、成長し続ける企業グループでありたいと考えております。また、これと同時に脱炭素化社会実現に貢献し、社会的責任を果たす輸入車ディーラーのリーディングカンパニーとなるべく企業価値向上と社会的価値向上の両立を実現するよう努めてまいります。当社グループが成長し続けるための中長期的な戦略はつぎのとおりであります。

#### マルチブランド戦略

それぞれのブランドにおける車輛の新型モデルの投入時期は、インポーターの開発力や方針によって決定されます。ブランドによってその投入時期は様々であります。新型モデルが投入された直後は販売量が急速に拡大し、その後はゆるやかな曲線を描いて下降してゆくのが一般的な販売サイクルであります。

当社グループでは、このような新型モデル投入による販売サイクルに影響されない安定的な経営を実現するために、「マルチブランド戦略」を販売の基本戦略としております。これは、複数ブランドを取り扱うことにより、それぞれのブランドの新型モデル投入による販売サイクルの影響を他ブランドの販売量で補完し、販売量の平準化を図るものであります。今後も販売量の安定化を図るとともに、それぞれのブランドにおける販売シェアの拡大を目指し、取扱いブランドの更なる拡充を図ってまいります。



#### エリア・ドミナント戦略

当社グループでは一定の地域に集中的に出店し、その地域でより支配的な地位を獲得する「エリア・ドミナント戦略」を新規出店時の基本戦略としております。同一エリア内に店舗を集中させることは、当社グループ内の人材の流動化が容易になり、好調なブランドの店舗に人材を集中させることも可能になります。また、グループ内で同一エリア内のお客様の情報を共有することで、お客様へのフォローを手厚くすることができます。出店にあたっては、人口100万人規模の都市とその周辺都市、40万人以上の地方の中核都市を特定地域とし、その特定地域に集中的な出店を進め、同一商圈にて集客を図ることによる市場シェアの向上を図ってまいります。

#### M&A戦略

当社グループでは、新たな販売エリアへの進出、新たなブランドの獲得、そして店舗数増加による既存ブランドのシェアを拡大すること、更には新規事業の機会獲得を目的とし、M&Aを成長戦略のひとつに掲げております。自動車販売市場は縮小化し、輸入車ブランドメーカーが正規ディーラーに求めるCO削減取り組みは加速していくことが予想されており、これに伴った販売会社の業界再編が進むと考えられます。当社グループではこ

れを機会と捉え、これまでに培ったM&Aのノウハウと当社グループで展開している脱炭素社会実現に向けた取り組みを活かし、積極的かつ慎重にM&A戦略を進めてまいります。

#### (4) 優先的に対処すべき課題

輸入車販売業界においては、若年齢層の減少及び都市部での自動車離れ、車輛保有期間の長期化等の構造的な要因等により、マーケットの縮小は不可避と考えられます。また、その一方で、自動車業界におきましては脱炭素化社会に向けた電動化、自動運転、コネクティッド等の技術革新を軸とした大変革期を迎えております。更に、感染症の影響や深刻化する国際情勢等により、様々な面での価値観の変化が起き、先行きが見通せない状況の中で、当社グループがこうした環境変化に対応しながら持続的に成長していくための重要課題は以下のとおりです。

##### 自動車産業の脱炭素化への貢献

当社グループはEV、PHVなどの低酸素自動車の販売比率を高めるとともに、店舗の再生エネルギー導入など、店舗のグリーン化を加速します。更に、各店舗に充電器・急速充電器の設置を進め、店舗エリアにおける充電スポットの役割も果たしてまいります。

##### 既存店舗の収益力向上

当社グループはM&Aを成長戦略の柱のひとつとしておりますが、株式取得や事業譲受のための投資は、投資対象の店舗や事業の収益による回収が終るまでは、先行投資の位置づけとなります。これらの投資対象が投資回収の過程にある間も、当社グループが継続して成長するためには、既存店舗における収益力を向上させる必要があります。そこで、当社グループでは、無駄の削減に努めるとともに商品等の資産回転率を高め、経営資源を最大限に活用してまいります。また、グループ内での人員の流動化を通じ、適正な人員配置を行うことにより、経営資源のひとつでもある「人材」を有効に活用してまいります。

更に、車輛販売後のサポートを充実させ、お客様に喜んでいただけるサービスの提供を続けることにより、お客様との接点を強化するよう努めてまいります。これにより、継続的にお取引頂くお客様を拡大し、車輛整備や保険代理店業等のストック型ビジネスの強化拡充に繋げていくことで、安定収入を確保し、経営基盤を更に強化してまいります。

なお、それぞれの店舗業績については引き続き定期的、継続的に評価・分析を行い、戦略的出店・撤退・統合等を判断し、更なる経営の合理化を図ってまいります。

##### 店舗設備等への投資の適正化

当社グループでは店舗不動産は賃貸を出店の基本方針としておりますが、当社グループ出店基準及びブランドのCI基準に見合う物件が確保できない場合、自社にて店舗建築あるいは店舗改装を行います。業容の拡大に伴い、投資対象となる店舗数の増加や、投資の頻度が高まってまいりますので、出店・店舗改装の際の当社投資採算基準に則り、より厳しい目で投資の可否を判断するとともに、投資回収期間の短縮に努めてまいります。

##### コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしました。今後も、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制・業務執行体制と株主重視の公正な経営システムを構築するなど、コーポレートガバナンスの強化を進めてまいります。

##### 人材の確保と育成・定着率向上

当社グループの店舗数は着実に増加しており、継続して成長を続けるためには事業規模に応じた人員の確保が必要であります。また、自動車業界における大変革期の中、これまでの価値観に捉われず、変化に柔軟に対応できる人材が必要であると考えており、社内外の研修やOJTを通じて一人ひとりの従業員が業務の見直しや改善提案ができるよう育成してまいります。更に、従業員の定着率を向上することで、採用コストの削減、合理的・効率的な経営にも繋げてまいります。

##### 従業員の働きやすい環境の提供

少子高齢化により、労働人口が減少してゆく中、優秀な人材の確保がより難しくなると考えられております。

当社グループにおきましては、現従業員の一人ひとりがそれぞれの持つ能力を十分に発揮できるように、「働きやすい環境」の提供と、「働き甲斐のある職場づくり」を目指してまいります。その取り組みのひとつとして、2016年8月に役職定年の廃止をしておりますが、2020年7月からは従業員の定年を引き上げ、これまで以上に経験豊富な社員の知見を活かしていくことといたしました。また、「確定拠出年金制度」の導入や社員持株会奨励金の引上げ等により、従業員の資産形成をサポートしております。なお、当社グループでは1年に2度人事評価を実施しており、パフォーマンス次第で半期ごとに昇給・昇格が可能な制度となっております。今後も、従業員がより生き活きと働ける職場環境づくりに取り組んでまいります。

#### 財務体質の強化

当社グループはM&Aを成長戦略の柱のひとつとして掲げており、創業以来10件のM&Aを実施し、取扱いブランドの拡充や販売エリアの拡大による業容の拡大を図ってまいりました。各投資対象は投資額を回収するまでは先行投資という位置づけになるため、M&A実施後は一時的に自己資本比率、自己資本利益率が低下する傾向にあります。また、M&Aの規模次第では、銀行借入等による資金調達が必要になることもあります。

これら投資対象の店舗の収益力向上を図ることにより早期投資回収を目指すとともに、グループ全体の商品回転率を高め、資本効率のよい経営を目指してまいります。また、投資は前連結会計年度の営業キャッシュ・フローの範囲内で行うという原則に則り、投資の可否を厳しく判断してまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、「企業価値向上」「社会的価値向上」の両立を目指し、社会課題の解決と企業成長の同時実現に取り組んでおります。当社グループの企業理念にもある「豊かさ・楽しさ・喜び」を分かち合い、笑顔溢れる社会づくりに貢献し続けることをサステナビリティ基本方針とし、輸入車販売関連事業を通して社会にとって必要な企業になるべく「持続的成長」と「中長期的な企業価値向上」を実現しつつ、同時に「持続可能な社会への貢献」、「社会的価値の創造」を目指してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当社グループが有価証券報告書提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の結果とは様々な要因により大きく異なる可能性があります。

### (1) ガバナンス

取締役会が気候変動課題について報告を受けるプロセス、議題として取り上げる頻度、監視対象

当社では、気候変動課題に関する議題について、毎月開催する業務執行の最高意思決定機関である取締役会にて随時協議及び決議の機会を設けております。また、取締役がメンバーを務める「サステナビリティ委員会」と「リスクマネジメント委員会」においては四半期に一度以上のモニタリング・監督及び重要な気候関連及びリスク関連の事案について取り組みの深化を図っております。

両委員会の役割、活動内容等については、第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの概要 (1)コーポレート・ガバナンスの概要に記載しております。

当社は取締役候補者の選任にあたり、取締役に期待する専門性及び経験等についてスキルマトリクスで明確にしており、その項目の一つに「サステナビリティ」を設定しております。事業活動を通じた環境課題解決に向けて、具体的な行動計画や定期的なレビュー、継続的改善の取組み状況を適切に監督できる取締役を選任することで、環境課題に対する取り組みの実効性を高めています。

経営者の気候関連課題に対する責任、報告を受けるプロセス、モニタリング方法

当社では、代表取締役社長が取締役会の議長を担うとともに、サステナビリティ委員会およびリスクマネジメント委員会の委員長も担っており、環境課題に係る経営判断の最終責任を負っております。

サステナビリティ委員会並びにリスクマネジメント委員会において審議された事項については定期的に取締役会に報告されます。

## (2) 戦略

## 気候変動に対する移行計画

当社は、2022年8月発表した中長期戦略の中で、1.5 の世界に整合する移行計画として、当社グループ目標及び目標達成のためのKPIを開示しております。

グループ目標
当社のGHG排出量（Scope1+2）を2021年6月期比較で、2030年までに50%削減（年率5.5%）

達成に向けたKPI	内容
店舗で営業活動に使用する社有車の低炭素自動車（EV/PHV）の比率	2030年度までに80%以上、2050年度までには限りなく100%まで高め、店舗で使用するガソリンを極限まで低減することでScope1を0（ゼロ）に近づける。
使用電力における再生可能エネルギー導入率	2025年までに100%まで引き上げることで、Scope2を0（ゼロ）にする

当社グループのGHG排出量の大半（90%以上）は「店舗が使用する燃料（主にガソリン）」及び「本社及び店舗が使用する電力」から排出されるため、当社はKPI 及び を100%まで引き上げることで、2050年までにネットゼロを達成することを目指しております。

## (3) 人材の育成及び社内環境に関する方針・戦略

当社グループでは、ウイルプラスグループが持続的成長を果たすための「人材」は、夢や目標を分かちあいお互いを高めあえるかけがえのない最高の財産だと考えております。この「人材」のために、公平なチャレンジの機会の提供、さまざまな能力を最大限発揮できる環境の整備、そして家族が安心して暮らせる仕組みの構築に注力しております。

## 人材育成研修

当社グループは、当社グループの事業活動を担う人材の育成を重要な課題の一つと考えており、従業員への教育制度に力を入れております。

## (外部研修)

当社グループでは、従業員の所属部門に沿った専門性を高めることを目的として、様々な外部研修への参加を推進しております。当社グループの当連結会計年度における外部研修への参加日数は、延べ2,330日となりました。（当連結会計年度末人員数は575名）

これらは主に、各メーカー主催の研修への参加となり、お客さまが安心・安全なカーライフを送れるよう、セールスとしての知識やメカニックの点検・整備技術の向上を図るものとなります。

## (保険研修)

当社グループの収益基盤のひとつであるストック型ビジネスの保険代理店事業において、ステークホルダーの皆様から信頼される自動車販売会社の保険代理店を目指し、2022年7月に「お客さま本位の業務運営方針（FD宣言）」を策定いたしました。この方針のもと、当社では従業員への社内研修を充実化しております。基礎となる導入研修に加え、習熟レベルに応じた申込書作成研修や、より実践的な知識や保険獲得に向けての話法等を学習する「保険アカデミー」を定期的開催し、従業員の知識向上及び保険募集人の品質向上を図ることにより、よりよいサービスの提供に努めてまいります。

## (リスクリテラシー研修)

DX化が加速する中、当社では生産性の向上及びデジタル人材の育成の一環として、外部の研修プログラムを導入し、当社グループ従業員に対するスキリング研修を実施しております。

## 女性活躍方針

当社グループでは、性別や国籍等、属性を問わず、個人の能力・適正・意欲等に基づいた人材活用を方針としております。育児休業制度や時短勤務制度等、社内制度の整備を通して、働く女性の活躍を支援しております。前連結会計年度の育休明けの復帰率は100%となりました。

また、当社の取締役のうち1名が女性であり、取締役における女性比率は12.5%となっております。

当社グループは、さらなる女性活躍の推進に向けて、女性取締役及び管理職の割合をKPIとし、働きやすい組織づくりを目指しております。

## 外国人の管理職への登用

外国人については、応募及び採用人数自体が若干名であるため、管理職登用に関する具体的な数値目標は設

定しておりません。更なる多様性の確保に向けて、設定の必要性については、継続して検討を進めてまいります。

#### 中途採用者の管理職への登用

当社グループは専門性や経験値の高い中途採用者の割合が高く、当社管理職における中途採用者の割合は、前連結会計年度末時点で93.75%となっております。このため、中途採用者の管理職登用に關する具体的数値目標を設定しておりません。当社グループでは、中途採用・新卒採用を問わず、個人の能力・適正・意欲等を評価した登用を行っております。

#### 障がい者雇用

当社は、障がい者雇用を企業の社会的責任であると認識しており、その採用と労働環境の整備に努めております。前連結会計年度末時点における当社グループの障がい者雇用の割合は2.84%であり、法定雇用割合の2.3%を超えた水準となります。また、2023年4月より、共同農園「ソーシャルファーム わーくはびねす農園 Plusさいたま三郷」と契約し、障がい者の直接雇用を開始いたしました。農作業を通し、障がいを持った従業員としての活躍の場を広げるだけでなく、収穫物をこども食堂等へ寄附することで、地域社会貢献の役割も担っております。

### (4) リスク管理

#### 短期・中期・長期のリスク、機会の詳細

当社グループは、気候関連リスク及び機会についての事業活動への影響が長期間にわたる可能性があることから、適切な期間設定を検討することが重要であると考えております。これを踏まえ、当社グループの時間軸定義は中長期経営計画の実行期間に基づき下表のとおりを設定いたしました。

気候関連リスク・機会の検討期間	当社グループの定義
短期	1年未満
中期	1～3年
長期	4年以上

#### リスク、機会が事業・戦略・財務計画に及ぼす影響の内容・程度

当社は、当社グループの事業及びステークホルダーにとって重要となる可能性のある気候変動リスク・機会を顕在化し、それらを可能な限り定量化することで、財務基盤への影響を把握することに努めております。2030年時点の世界を想定した当社グループの戦略及びソリューションを検討するため、シナリオ分析を実施いたしました。

シナリオ分析では、国際エネルギー機関（IEA）や、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表する既存のシナリオを参照の上、パリ協定の目標である「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2より十分低く保ち、1.5に抑える努力をすること」を想定した1.5 /2 未満シナリオ、及び新たな気候関連政策・規制が導入されない世界を想定した4 シナリオの二つの世界を想定しております。

想定される世界	参照シナリオ群
1.5 /2 未満シナリオ	IEA：「Net-Zero Emissions by 2050 Scenario(NZE)」
4 シナリオ	IPCC：「Representative Concentration Pathways(RCP8.5)」

#### 当社グループの重要な気候変動関連のリスク、機会

	項目	時間軸	対応策
移行 リスク (1.5 シナ リオ)	日本での炭素税導入に伴うコスト増加	中期	保有車輛のEV化 再生可能エネルギーの導入推進
	自然災害が取扱いブランドメーカーの生産に影響を与えることから発生する当社仕入リスク	中期	顧客提案車種のブランド変更（同一ブランド間、異なるブランド間、中古車）
	再生可能エネルギー由来の電力使用に伴うコスト増加（使用量の増加、電気料金の高騰、グリーン証書購入コスト増加）	短期	省エネ設備導入推進 電力使用量自体の削減推進



物理 リスク (4 シナリ オ)	気候変動(異常気象等)による自然災害 (台風、豪雨、洪水)の発生に伴う営業 店舗の損害および営業活動制限に伴う収 益の減少	長期	車輛保管拠点の分散 気象情報により水害リスクが高まった と判断された場合の車輛移動 高リスクエリアの自治体が行う治水事 業への寄付 中長期計画推進による脱炭素化への貢 献
機会	低炭素製品のラインナップ拡張に伴う顧 客ロイヤリティの向上、及び環境への関 心が高い新規顧客の獲得による収益の増 加	長期	社有車の低炭素自動車(EV/PHV)比率 の向上 急速充電器の設備推進
	再生可能エネルギーの使用による脱炭素 化への貢献及びガソリンコストの削減	長期	再生可能エネルギーの導入推進 急速充電器の設備推進
	環境課題への対応に伴うレピュテーショ ンの向上及び株価の上昇	中期	低炭素自動車(EV/PHV)普及に向けた 投資推進による店舗エリアの脱炭素化 への貢献 環境課題対応についての適切な情報開 示

自然災害等の気候変動に関連するリスクは、企業活動の継続、企業資産の保全、社会的責任の順守を目的としたり  
スクマネジメント委員会によって以下のとおり管理しております。

#### 自然災害リスクの特定・評価プロセスの詳細

リスクの洗い出しを行い、発生頻度、発生時の影響度を考慮して分類し、  
回避(リスクを発生させる活動を中止するなどして、可能性を遮断する)

低減(リスクが発生する可能性を減らす)

移転(保険や契約などでリスクを第三者に移す)

保有(発生しても許容範囲として受け入れる)

の考え方を基に、当社の定める短期・中期・長期の時間軸で評価を行っております。

#### 全社リスク管理の仕組みへの統合状況

リスクマネジメント委員会は、当社代表取締役社長を委員長とし、当社取締役を委員としております。複数の  
部門を横断した全社的なリスク管理プロセスに統合されており、当社グループの経営において中長期的にリ  
スクの高いものは、取締役会に報告され、審議されたうえで企業リスクとして中期経営計画に反映し、対応し  
ております。

なお、本報告書提出日現在では、委員会のその役割と活動内容が重複する範囲が多いこと等により、より効  
率的なリスクマネジメント体制を構築するため「リスクマネジメント委員会」と「コンプライアンス委員会」  
を統合し、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」として活動しております。

#### (5) 指標及び目標

##### 気候関連リスク・機会の管理に用いる指標

当社グループは、気候関連リスク・機会を管理するための指標として、上記のとおりScope1,2排出量及び事  
業活動で使用する電力に占める再生可能エネルギー比率の2つの指標を定めています。

また、役員報酬のうちの業績連動型株式報酬は、その事業年度の業績連動型株式報酬額を決定する非財務指  
標の一つとして、気候変動情報開示の有無を設定しており、気候変動問題に関する取締役の責任を明確化して  
おります。

「SBT認定」(注)についても2年以内に取得を予定しています。

(注) パリ協定(2015年の国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP21))が求める水準と整合した企業の温  
室効果ガス排出削減目標、「Science Based Targets」の略。

## 温室効果ガス排出量（Scope1,2）

当社グループでは、2021年6月期から、グループ全体の温室効果ガス排出量の算定に取り組んでおります。当社グループの2022年6月期におけるScope1,2排出量は、2,324t-CO2であり、これについて第三者保証を取得いたしました。

当社グループのGHG排出量（Scope1,2）の実績

（単位：t-CO2）

	2021年6月期	2022年6月期
Scope1,排出量合計	1,845	2,324
Scope1排出量	527	950
Scope2排出量（注）	1,318	1,374
再エネ比率（％）	0%	14%

（注）Scope2についてはマーケット基準であります。

当社では、上記において記載した、人材の多様性の確保を含む人的資本に関する目標及び方針において、取締役の女性の比率、管理職(注)における女性の比率、男性従業員の育休取得率について指標を定めております。

（注）マネジメントコースである「課長代理」以上、及び専門職コースの「プロフェッショナル職」以上

## ウイルプラスグループ全体の実績及び目標

	2023年6月期（実績）	2025年6月期（目標）	2030年6月期（目標）
取締役の女性比率	10.00%	12.50%	30.00%
管理職の女性比率	4.16%	7.00%	10.00%
男性従業員の育休取得率	31.58%	40.00%	50.00%

なお、本報告書提出日時点における取締役の女性比率は12.50%であります。

### 3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を、以下に記載しております。なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等に与える影響の内容については、予測することが困難であるため、記載しておりません。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

#### (1) 商品仕入れについて

当社の連結子会社は、それぞれの取扱いブランドのインポーターであるStellantisジャパン株式会社、ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社、ピー・エム・ダブリュー株式会社、ボルボ・カー・ジャパン株式会社、ボルシェ・ジャパン株式会社、BYD Auto JAPAN株式会社との間で正規ディーラー契約を締結しております。

インポーターより新車を長期安定的に仕入れ、当社グループの主力商品として販売しておりますが、ニューモデルの発売、モデルチェンジ等は、インポーターの政策により決定されます。インポーターの政策によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があり、また、インポーターによる重大な不正等の信用問題等が発生した場合、そのブランドへの買い控えが生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、商品仕入れは円建て取引のため、為替の変動が仕入価格に直接影響を与えるものではありませんが、円安が長期化した場合には仕入価格に影響を与える可能性があります。

当社グループは、複数ブランドを扱うことにより、1ブランドの動向に左右されにくい経営体制を構築しておりますが、今後も取扱いブランドの拡充に努めてまいります。

#### (2) M&Aについて

当社グループは、成長戦略のひとつに M&Aを掲げており、企業買収や事業譲受等のM&Aを実施しております。M&A実施後に事業が計画どおりに進捗しない場合には、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

M&Aの実施にあたっては、対象案件について各種デューデリジェンスを綿密に行い、経営執行会や取締役会にて十分な検討をしております。また、M&Aにて取得した店舗や事業については、投資時の利益計画の達成状況を取締役会にて定期的に検証しております。

#### (3) 減損会計の適用について

当社グループは、店舗設備等の固定資産を保有しておりますが、これらの時価が著しく下落した場合や、店舗業績の収益性が悪化し改善が見込めないと判断した場合には、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

また、株式取得等によるM&Aを行った後に、計画どおりの利益を確保できず、買収額やのれんとして出資した投資額の回収が困難と判断した場合には、当該のれんや株式の減損損失を認識する場合があります。これら減損損失を計上した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、半期ごとに全店舗業績について取締役会にて検証しており、前年実績又は利益計画と著しく乖離がある店舗については戦略的撤退を含む対応策を検討しております。

#### (4) 有利子負債依存度について

当社グループは営業キャッシュ・フローの範囲内での投資を基本原則としておりますが、事業譲受等の戦略的投資はその対象の規模や件数によっては銀行借入による資金調達をしております。

業容の拡大に伴い、運転資金需要が大きくなっていることや、大規模なM&Aの実施等により、銀行借入等による資金調達が必要になる可能性があります。金利の上昇による金利負担の増加、あるいは当社グループの信用力の低下等により資金調達が困難になる可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、銀行借入については可能な限りの好条件にて調達するよう努めており、またこれら戦略的投資対象の店舗については早期に投資回収するよう収益力向上を図っております。また、毎月、担当取締役が今後の予定を含む財政状況についての検証を行っており、より効率的な資金調達について検討をしております。

#### (5) 自動車販売市場に関するリスクについて

自動車販売市場は、景気動向や消費動向等の経済状況に大きく影響を受けます。また、人口減少や車輛保有期間の長期化、都市部における車輛の非保有化等により、市場の縮小化が進むことが予想されます。これに伴い、販売会社の業界再編が激化する可能性があり、市場環境の変化により当社グループの事業展開が計画どおり遂行できなくなった場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、成長戦略の柱のひとつに掲げているM&A等により業界再編に対して柔軟に対応してまいります。

(6) 法的規制について

当社グループは事業展開していく上で、自動車リサイクル法、古物営業法、道路運送車両法、保険業法や自動車公正競争規約やその他販売、車輛整備に関する様々な各種法令の規制を受けております。これらの法規制が遵守されなかった場合、又は、事業に重大な影響を及ぼすような法的規制等の制定や改廃が行われた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、内部監査室が全部門に対する内部監査を実施しており、その際に法規制等の遵守状況を確認しており、法規制等を遵守するよう努めております。

(7) 個人情報の取り扱いと情報セキュリティについて

当社グループは、販売先の多くが一般消費者であることから、様々な個人情報を数多く取得します。また、社内では様々な情報システムを使用しており、システム障害や個人情報漏えい等の問題が発生する可能性があります。

これら不測の事態が発生した場合、社会的信用の低下や業務遂行に影響が出ることにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、個人情報取扱規程並びに情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報を厳重に保管、管理するとともに、システム管理体制の構築とセキュリティ対策を行っております。また、定期的を実施している内部監査で、これらの運用状況を確認することにより、情報管理体制の更なる強化に努めております。

(8) 気候変動、自然災害及び感染症等の流行について

地震、洪水、台風等の大規模な自然災害により当社グループの店舗が被災した場合、営業活動の継続が困難になる可能性があります。特に出店エリアが集中している関東地区において大規模な地震等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、各メーカーの生産拠点において大規模な自然災害や紛争等が発生した場合は、インポーターからの新車の供給が遅れる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。更に感染症等の流行により人や商品等の移動が制約された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、こうした災害等に対して「リスクマネジメント規程」に基づき、緊急時には危機対策本部を立ち上げ迅速に対応しており、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、企業価値の損失を最小限に抑制する体制を整備しております。これまで以上にリスク管理を徹底し、事業継続力を強化してまいります。

(9) 風評について

自動車販売業界に対する風評がマスコミ報道やSNS、インターネット掲示板等を通じて流布した場合は、その内容が正確か否かを問わず、企業イメージが低下し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、風評被害の恐れのある情報を監視するとともに、リスクが認識された場合に迅速な対応を行う体制を構築することで、リスクの低減に努めております。

(10) 人材の確保について

当社グループは企業理念に基づき、人材の確保・育成に努めていますが、100年に1度の変革期において、人材獲得競争の一層の激化、人材の流出防止によるコスト上昇のリスクがあります。

当社グループでは人的資本経営を推進しており、従業員が働きやすい・働き甲斐のある職場環境の整備を進めております。このような施策により、人材の定着化を図ることにより生産性を向上させ、より効率的な経営へ繋げてまいります。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (業績等の概要)

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2022年7月1日から2023年6月30日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の規制緩和が進み、社会経済活動も正常化に向かい景気は緩やかに回復基調となったものの、長期化するウクライナ情勢に起因する資源・原材料の価格高騰や消費者物価上昇さらには急激な為替変動等により依然として先行き不透明な状況が続いております。

自動車業界におきましては当連結会計年度における国内の新車（乗用車）登録台数は2,481,237台（前期比112.8%）（注1）、外国メーカーの新車（乗用車）の登録台数は246,772台（前期比103.5%）（注2）となりました。半導体不足に

よる生産遅延や物流の混乱による停滞は、国内の新車（乗用車）ではほぼ解消されたと見られる一方で、日本国内における輸入車販売シェアは9.9%（前期10.8%）、また当社グループ取扱いブランドの日本国内における新車登録台数は101,465台（前期比99.7%）（注2）と前期を下回りました。当社グループを取り巻く事業環境は未だ難しい状況が続いております。

（注1） 出典：日本自動車販売協会連合会HP 統計データ

（注2） 出典：日本自動車輸入車組合HP 統計情報輸入車登録台数推移

このような経営環境の下、当社グループにおいても商品入荷の不安定さが残り、その影響を受けたブランドがあったものの、2022年8月に新規出店した「ジープ大田」、事業譲受により当社グループとして2023年4月より営業活動を開始した「MINI久留米」が売上高に寄与したほか、高額車輦を中心とした新車販売が底堅く推移し、新車売上高は前期比14.8%増加と前期を上回りました。

中古車販売につきましては、上半期は当社取り扱いブランドで新車供給不足のブランドを中心に、新車販売時の下取りを強化する等の施策により商品確保に努めた結果、中古車売上高も前期比12.1%増加となり、車輦販売合計では前期比11.7%増加の38,186百万円と前期を上回りました。

ストック型ビジネスである車輦整備は、店舗数の増加に加え継続してお取引頂くお客様が着実に増加し、売上高は前期比7.4%増加の5,434百万円と堅調に推移いたしました。保険代理店事業につきましては、従来から新規契約の獲得に努めてまいりましたが、これに加えお客様との繋がりをさらに強化し、契約を継続していただけるよう努めた結果、代理店手数料収入は前期比9.8%増加の317百万円となりました。

これらの結果、連結売上高は前期比11.1%増加の44,115百万円となりました。

売上総利益は、新車販売価格の上昇に伴う売上原価の上昇、中古車市場における販売価格の正常化による中古車評価損の計上等があったこと等により売上原価が上昇し、売上総利益率は前期比1.7Pt減少の19.5%となりましたが、売上高の前期比増加に伴い、売上総利益は前期比2.1%増加の8,622百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比11.2%増加の6,754百万円となりました。これは中長期戦略推進のための投資及び新規出店に伴う費用の発生、料金改定に伴う電気料金の増加等により、地代家賃、水道光熱費、減価償却費等が増加したほか、事業譲受に伴う人員数の増加に加え、従業員に対するインフレ手当の支給や、社員持株会奨励金の引き上げ等人的資本への投資により人件費が増加したこと等によるものであります。

この結果、営業利益は1,867百万円（前期比21.1%減少）となりました。

生命保険の解約による保険解約返戻金やEV充電設備設置に伴う助成金収入があったこと等により、営業外収益が前期比91百万円増加の114百万円となり、経常利益は1,943百万円（前期比18.2%減少）となりました。タイムカプセルストックオプションの消却に伴う新株予約権戻入益の発生による特別利益10百万円の計上により、税金等調整前当期純利益は1,951百万円（前期比17.9%減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,302百万円（前期比16.0%減少）となりました。

当社グループでは、中長期計画の重点的な取組みである「店舗の再生エネルギー導入」を継続して推進してまいりました。当連結会計年度末までに22店舗について電力会社の再エネプランへの切り替えを実施し、残りの使用電力についてはグリーン電力証書を購入する予定です。これにより、当社グループの36店舗および本社で当連結会計年度中に使用したすべての電力が、100%再生可能エネルギーとなる見込みです。

また、低炭素車販売推進に努めた結果、当連結会計年度の国内の新車（乗用車）に占める低炭素車の割合は3.4%だったのに対し、当社の新車販売に占める低炭素車の割合は6.6%と、国内新車（乗用車）市場を上回る結果になりました。また、継続して社有車の低炭素化に注力した結果、当連結会計年度末時点におけるグループ全体の社有車のうち低炭素車の占める割合は21.6%となりました。

なお、当連結会計年度は5台の急速充電器を設置いたしました。当連結会計年度末時点におけるEV充電器の設置状況は急速充電器15台を含む64台となっております。

当連結会計年度における資産合計は、主に現金及び預金が減少した一方で商品の増加、または新規出店や事業譲受に伴う店舗設備等の有形固定資産の増加により前期比5,014百万円増加の23,644百万円となりました。

短期借入金が増加した一方で、車輦仕入が増加したこと等による買掛金が増加及び長期借入金の増加により負債合計は前連結会計年度末に比べ4,098百万円増加し、13,898百万円となりました。

純資産は前連結会計年度末に比べ916百万円増加の9,746百万円となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より1,247百万円（前期比22.5%）減少し、4,290百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状

況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、2,266百万円（前連結会計年度は1,910百万円の獲得）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が1,951百万円、減価償却費が1,252百万円、仕入債務の増加が1,906百万円、前受金の増加が231百万円、のれんの償却額が73百万円等の資金増加要因があった一方で、棚卸資産の増加が6,162百万円、法人税等の支払額が801百万円、未収消費税等の増加によりその他が637百万円等の資金減少要因があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、412百万円（前連結会計年度は217百万円の使用）となりました。これは主に、新規店舗の店舗設備及びEV対応の充電設備等の固定資産の取得による支出が350百万円、事業譲受による支出が34百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は1,430百万円（前連結会計年度は469百万円の獲得）となりました。これは、長期借入金が4,000百万円、新株予約権の権利行使による株式の発行による収入が47百万円あった一方で、短期借入金の減少が1,300百万円、長期借入金の約定返済が882百万円、配当金の支払額が433百万円あったこと等によるものであります。

仕入及び販売の実績

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであり、商品品目別に記載しております。

(A) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目の名称	仕入高(千円)	前期比(%)
新車	26,526,730	138.9
中古車	10,708,673	124.7
その他	2,649,221	112.0
合計	39,884,624	132.7

(B) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目の名称	販売高(千円)	前期比(%)
新車	22,475,486	114.8
中古車	12,343,224	112.1
業販	3,367,291	93.4
車輛小計	38,186,003	111.7
車輛整備	5,434,644	107.4
その他	495,027	110.8
合計	44,115,675	111.1

(注) 主な相手先別販売実績及び当該販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項における将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### A) 経営成績等の状況に関する分析

##### (売上高)

当連結会計年度の新車販売は、半導体不足等による新車供給の遅延が当初想定より長引き、その影響を受けたブランドでは販売台数が前期に比べ減少いたしました。その一方で、資材価格の高騰や長期化しつつある円安の影響等により車輛販売価格の改訂が相次いで実施されたこと等により車輛の売上単価が上昇し、前期に比べ新車売上高は22,475百万円（前期比14.8%増加）と前期を上回りました。

中古車につきましては、新車供給の遅延により中古車への需要が高まる中、当社グループでは下取りや買い取りを強化する施策等により商品確保に努めた結果、中古車売上高は12,343百万円（前期比12.1%増加）と商品不足による新車販売を補完し、車輛売上高合計で前期比11.7%増加の38,186百万円となりました。

ストック型ビジネスである車輛整備につきましては、店舗数が増加したことに加え、継続してお取引いただくお客様が着実に拡大し、車輛整備売上高は前期比7.4%増加の5,434百万円となりました。保険代理店事業においては保険募集人の品質向上を目的とした研修を継続して実施し、また保険契約を継続していただけるようお客様との繋がりをさらに強化する等のグループ全体での取組により、保険手数料収入は前期比9.8%増加の317百万円となりました。これらの結果、連結売上高は前期比11.1%増加の44,115百万円となりました。

##### (営業利益)

販売価格上昇に伴う売上原価の上昇や新車販売台数減による販売奨励金の低下、中古車市場における販売価格の正常化に伴う中古車評価損の計上等により売上原価が上昇し、売上総利益率は前期比1.7Pt減少の19.5%となったものの、売上高前期比増に伴い、売上総利益は前期比2.1%増加の8,622百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、事業譲受に伴う店舗設備や人員の増加や、業容の拡大に伴う販売費や店舗運営費用の増加、また人的資本経営のための投資並びに中期経営計画推進のための投資等により、人件費、採用費、地代家賃、店舗運営関連費用、減価償却費等が増加いたしました。販売費及び一般管理費合計では、前期比11.2%増加の6,754百万円となりました。この結果、営業利益は、前期比21.1%減少の1,867百万円となりました。

##### (経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、主に、保険解約返戻金の発生により前期比400.4%増加の114百万円となりました。営業外費用は、サステナビリティローン実施時の手数料の発生等により前期比222.2%増加の37百万円となりました。この結果、経常利益は前期比18.2%減少の1,943百万円となりました。

##### (親会社株主に帰属する当期純利益)

特別利益は、当連結会計年度においては、新株予約権戻入益の発生により、前期比10百万円増の10百万円となりました。特別損失は、店舗設備や工場設備の修繕、改修等により固定資産除却損が発生し、前期比32.4%増加の2百万円となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比16.0%減少の1,302百万円となりました。

#### B) 財政状態及びキャッシュ・フローの状況に関する分析

##### a) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況は、以下のとおりであります。

##### (資産)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ、5,014百万円増加し、23,644百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ、4,245百万円増加し、15,620百万円となりました。これは、主に新車供給が正常化に戻りつつあること等により、商品が4,536百万円増加、業容の拡大に伴い未収入金が205百万円増加、未収消費税等が増加したこと等によりその他が534百万円増加した一方で、現金及び預金が1,247百万円減少したこと等によるものであります。

固定資産は前連結会計年度末に比べ768百万円増加し、8,024百万円となりました。これは主に新規出店や事業譲受により店舗設備等の有形固定資産の増加が764百万円あったこと等によるものであります。

##### (負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ1,278百万円増加し、9,533百万円となりました。これは主に、車輛仕入が増加したこと等により買掛金が2,036百万円増加、お客様からの受注が増加していることに伴い前受金が231百万円増加、1年内返済予定長期借入金が365百万円増加した一方で、短期借入金が返済により1,300百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ2,819百万円増加し、4,364百万円となりました。これは、主に長期借入金が2,751百万円増加したこと等によるものであります。



(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ、916百万円増加し、9,746百万円となりました。これは、剰余金の配当が433百万円あったものの、新株予約権の権利行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ23百万円増加したこと、親会社株主に帰属する当期純利益が1,302百万円あったことにより利益剰余金が増加したこと等によるものであります。

b) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

c) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資本政策はつぎのとおりであります。

当社グループの業容の拡大に向けた財務体質の強化及びM&A資金並びに店舗設備等への投資のために内部留保の拡充を図りながら、株主の皆様への還元も安定的に継続して実施していくこととしております。

当社グループの主な資金需要は、商品仕入れや人件費等の費用等に係る運転資金と店舗設備投資用資金であります。これらの資金需要については、営業キャッシュ・フローである自己資金により充当することを基本的な方針としておりますが、多額な店舗投資やM&A等の戦略的投資については、必要に応じて金融機関からの借入を実施しております。

また、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結しており、機動的な戦略的投資ができる体制となっております。

D) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載しております。

## 5 【経営上の重要な契約等】

## 取引基本契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
チェッカーモーターズ(株) (現 ウイルプラスチェッカーモーターズ(株))	Stellantis ジャパン(株)	東京都港区	ジープ/フィアット・アルファロメオ/アバルト製品	2023年1月1日	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	ジープ/フィアット・アルファロメオ/アバルト製品の販売及びそれに伴うサービス業に関する事項
同上(注)	ジャガー・ランドローバー・ジャパン(株)	東京都品川区	ジャガー・ランドローバー製品	2018年3月22日	2018年3月22日～	ジャガー・ランドローバー製品の販売及びそれに伴うサービス業務に関する事項
ウイルプラスモーターズ(株)	ピー・エム・ダブリュ(株)	東京都千代田区	BMW製品	2019年1月1日	2019年1月1日から 2023年12月31日まで	BMW製品の販売及びそれに伴うサービス業務に関する事項
同上	ピー・エム・ダブリュ(株)	東京都千代田区	MINI製品	2020年12月24日	2021年1月1日から 2023年12月31日まで	MINI製品の販売及びそれに伴うサービス業務に関する事項
帝欧オート(株) (現 ウイルプラス帝欧オート(株))	ボルボ・カー・ジャパン(株)	東京都港区	ボルボ製品	2023年1月1日	2023年1月1日から 2024年12月31日まで	ボルボ車及び関連商品の販売、アフターサービス業務に関する事項
ウイルプラスアインズ(株)	ポルシェ・ジャパン(株)	東京都港区	ポルシェ製品	2023年1月1日	2023年1月1日から 2024年12月31日まで	ポルシェ車及び関連商品の販売、アフターサービス業務に関する事項
ウイルプラスエンハンス(株)	BYD Auto Japan(株)	神奈川県横浜市	BYD Auto製品	2023年5月11日	2023年5月11日から 2025年12月31日まで	BYD車及び関連商品の販売、アフターサービス業務に関する事項

(注) 2023年7月1日をもってジャガー・ランドローバーブランド事業はウイルプラスチェッカーモーターズ(株)からウイルプラスエンハンス(株)へ事業譲渡いたしました。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

設備投資については、主に当社グループの輸入車販売店舗の開設や改装等を継続的に行っております。

当連結会計年度に実施した設備投資は354,331千円であり、新規出店及びEV対応のための充電設備等の店舗設備等があります。

なお、当社グループは輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別記載を省略しております。

以下、2「主要な設備の状況」、3「設備の新設、除却等の計画」も同様であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2023年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都港区)	本社施設	6,484	-	(-)	20,828	4,983	32,296	54 (0)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品及びソフトウェアであります。  
 3. 本社設備は賃借物件であります。年間賃借料は22,896千円であります。  
 4. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数であります。

##### (2) 国内子会社

2023年6月30日現在

会社名	事業所及び 店舗名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員 数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
チェッカー モーターズ (株) (現 ウィ ルプラス チェッカー モーターズ (株))	ジープ福岡 他18営業所 (福岡県福岡 市博多区他)	店舗及び 整備工場	1,682,028	1,224,952	433,620 (2,444.60)	-	115,844	3,456,445	257 (1)
ウイルプラ スモトー レン(株)	Willplus BMW八幡 他10営業所 (福岡県北九 州市八幡東区 他)	店舗及び 整備工場	992,098	638,079	(-)	-	67,023	1,697,201	156 (-)
帝欧オート (株) (現 ウィ ルプラス帝 欧オート (株))	ボルボ・カー 福岡 他3営業所 (福岡県福岡 市早良区他)	店舗及び 整備工場	522,186	321,231	206,631 (2,088.13)	-	19,132	1,069,182	75 (-)
ウイルプラ スアイン ス(株)	パルシェン ター仙台 他1営業所 (宮城県仙台 市泉区他)	店舗及び 整備工場	544,752	162,643	(-)	-	51,703	759,099	30 (-)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、ソフトウェアであり、建設仮勘定は含んでおりません。  
 3. 店舗及び整備工場のうち賃借物件の年間賃借料は718,863千円であります。  
 4. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数であります。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
福岡県久留米市 他12件	店舗設備他	434,420	-	自己資金及び借入金	2023年7月	2024年6月	-

(注) 完成後の増加能力につきましては、計数的な把握が困難であるため、記載を省略しております。

## (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年9月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,078,400	10,108,960	東京証券取引所 (東証プライム市場)	単元株式数は100株であります。
計	10,078,400	10,108,960		

(注) 提出日現在の発行数には、2023年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## (第3回新株予約権)

決議年月日	2015年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2、子会社従業員46(注)1
新株予約権の数(個)	1,645[1,263](注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 131,600[101,040](注)2,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	375(注)3,7
新株予約権の行使期間	2017年6月30日～2025年6月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 375 資本組入額 187.5 (注)3,6,7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の権利行使、取締役就任並びに退職等があったため、本書提出日現在では、当社取締役1名、子会社取締役1名、当社及び子会社従業員11名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は80株であります。

但し、新株予約権の発行決議日以降に、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割、株式併合を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（株式無償割当の場合を含み、新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、行使価額を次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

更に、発行日以降に当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（但し、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。

新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、以後新株予約権を行使できないものとする。

- a. 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄したとき
- b. 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき
- c. 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社と競業する他社の役員に就任し、もしくは就任することを承諾したとき、当社と競業する他社の従業員に就職したときまたは当社と競業する事業を営んだとき

5. 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、または会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換もしくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、または会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、または当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編後新会社の株式の種類および数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併または会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が出た場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満は切り上げる。

当社組織編成後出資金額 = 当社組織再編前出資額 × 1 / 割当比率

新株予約権行使期間

上記に定める期間の開始日または当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

下記（注）6. に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

上記（注）4. に準じて定める。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 2015年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合で、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2017年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。記載内容は分割後の内容を記載しております。

## (第4回新株予約権)(タイムカプセルストックオプション)

名称	新株予約権にかかる金銭信託契約
委託者	成瀬 隆章
受託者	尾崎 翔太
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	2023年1月16日
信託期間満了日(本新株予約権の交付日)	2026年9月末日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時時点の当社従業員及び当社子会社従業員のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。なお、分配のための基準は、信託契約日に定められる予定のポイント付与規程に記載されております。

決議年月日	2022年12月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 1(注)1
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 200,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,074(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年10月1日 至 2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 537 資本組入額 537
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当社は、2023年6月15日開催の取締役会において、上記第4回新株予約権の取得及び消却について決議し、2023年6月30日付けですべての新株予約権について取得及び消却をいたしました。

(注)1. 受託者である当社従業員

2.

- (1)当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2)当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3)本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3.

- (1)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の 、 、 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (3) 本新株予約権者は、2025年6月期の事業年度において、当社連結決算書上の損益計算書における売上高が530億円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (4) 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値の連続する21営業日の平均値が285円を下回った場合、本新株予約権者は残存する本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならない。

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の条件」に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件  
上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会)を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。



【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年7月1日～ 2019年6月30日 (注)1	54,240	9,724,720	10,170	203,319	10,170	133,319
2019年7月1日～ 2020年6月30日 (注)1	149,840	9,874,560	14,681	218,000	14,681	148,000
2020年7月1日～ 2021年6月30日 (注)1	25,760	9,900,320	4,227	222,228	4,227	152,228
2021年7月1日～ 2022年6月30日 (注)1	50,880	9,951,200	9,540	231,768	9,540	161,768
2022年7月1日～ 2023年6月30日 (注)1	127,200	10,078,400	23,850	255,618	23,850	185,618

(注) 1. 新株予約権権利行使による増加であります。

2. 2023年7月1日から2023年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が30,560株、資本金が5,730千円及び資本準備金が5,730千円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

2023年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	21	30	25	8	2,863	2,958	
所有株式数(単元)	-	17,938	2,599	29,591	3,175	45	47,386	100,734	5,000
所有株式数の割合(%)	-	17.80	2.58	29.36	3.15	0.05	47.06	100.00	

(注) 1. 自己株式315,008株は「個人その他」に3,150単元、「単元未満株式の状況」に8株含まれております。

2. 「金融機関」の欄に、株式給付信託(BBT)の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式70,200株(702単元)が含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
成瀬 隆章	東京都港区	2,207,280	22.61
株式会社ICS	東京都港区芝5丁目29-22 605	750,000	7.68
株式会社ETH	東京都港区芝5丁目29-22 605	750,000	7.68
株式会社MMZ	東京都港区芝5丁目29-22 605	750,000	7.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	593,500	6.08
株式会社ゼロ	神奈川県川崎市幸区堀河町580番地 ソリッドスクエア西館6階	571,600	5.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	416,900	4.27
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	400,000	4.10
齊田 勇	福岡県大野城市	318,640	3.26
藤樫 勇気	広島県東広島市	274,400	2.81
計	-	7,032,320	72.03

(注) 1. 株式会社ICS、株式会社ETH及び株式会社MMZは当社代表取締役社長 成瀬隆章の資産保有会社であります。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式315,008株があります。なお、当社は株式給付信託(BBT)を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式70,200株は上記自己株式に含めておりません。

3. 2020年8月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、大和アセットマネジメント株式会社が2020年8月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式数に対する所有株式の割合(%)
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	316,200	3.20

4. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者であるS M B C日興証券株式会社が2020年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式数 に対する所有 株式の割合 (%)
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階	489,300	4.96
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	30,100	0.30

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 315,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,758,400	97,584	
単元未満株式	普通株式 5,000		
発行済株式総数	10,078,400		
総株主の議決権		97,584	

(注) 1. 「単元未満株式」には自己保有株式8株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」には「株式給付信託(BBT)」の信託財産(所有名義「株式会社日本カストディ銀行(信託E口)」70,200株(議決権702個)が含まれております。

## 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウイルプラスホ ールディングス	東京都港区芝5丁目13番15 号	315,000	-	315,000	3.13
計		315,000	-	315,000	3.13

(注) 株式給付信託(BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式70,200株は、上記自己株式に含まれておりません。

## (8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

## (業績連動型株式報酬制度)

当社は、2017年8月28日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2017年9月28日開催の第10回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議し、本株主総会において承認されました。

本制度は、社外取締役を除く当社及び子会社の取締役(以下「対象役員」という。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

また、当社は、2022年9月28日開催の第15回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、従前の監査役会設置会社における対象役員に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、新たな対象役員(当社及び当社子会社の取締役のうち、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する本制度に係る報酬枠の設定について改めて承認をいただいております。

## 1. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員

の退任時となります。

(本信託の概要)

名称 : 株式給付信託 (BBT)  
 委託者 : 当社  
 受託者 : みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)

受益者 : 対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者  
 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者  
 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)  
 本信託契約の締結日 : 2018年3月16日  
 金銭を信託する日 : 2018年3月16日  
 信託の期間 : 2018年3月16日から信託終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続する。)

## 2. 対象役員に取得させる株式の総数

上限84,000株 (3事業年度)

## 3. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者 (以下「受益者」という。) に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	42	49
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年9月1日から本報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得自己株式は含まれておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	315,008	-	315,008	-

- (注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2023年9月1日から本報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。
2. 当事業年度及び当期間の保有自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式70,200株は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けております。

中長期的に配当性向30%を配当方針とし、2026年度までに、配当性向を30%まで段階的に引き上げてまいります。また2027年度以降は、引き続き配当性向30%を配当方針としながら、配当額の下限をDOE(株主資本配当率)4.5%を目安に、安定的かつ継続的な利益還元の維持・向上に努めてまいります。

当期につきましては、上記配当方針をもとに業績及び配当性向等を総合的に勘案し、期末配当金につきましては、1株当たり26円17銭とさせていただきます。2022年12月31日を基準日とした中間配当金1株当たり15円00銭とあわせまして、当期の年間配当金は1株当たり41円17銭、連結配当性向は30.4%となっております。

なお、当社は中間配当、期末配当の年2回の剰余金を配当とすることとしており、内部留保資金につきましては、業容の拡大に向けた財務体質の強化及びM&A資金並びに店舗設備資金として有効に活用してまいりたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当の決定機関については、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2023年2月10日 取締役会決議	145,337	15.00
2023年8月14日 取締役会決議	255,507	26.17

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

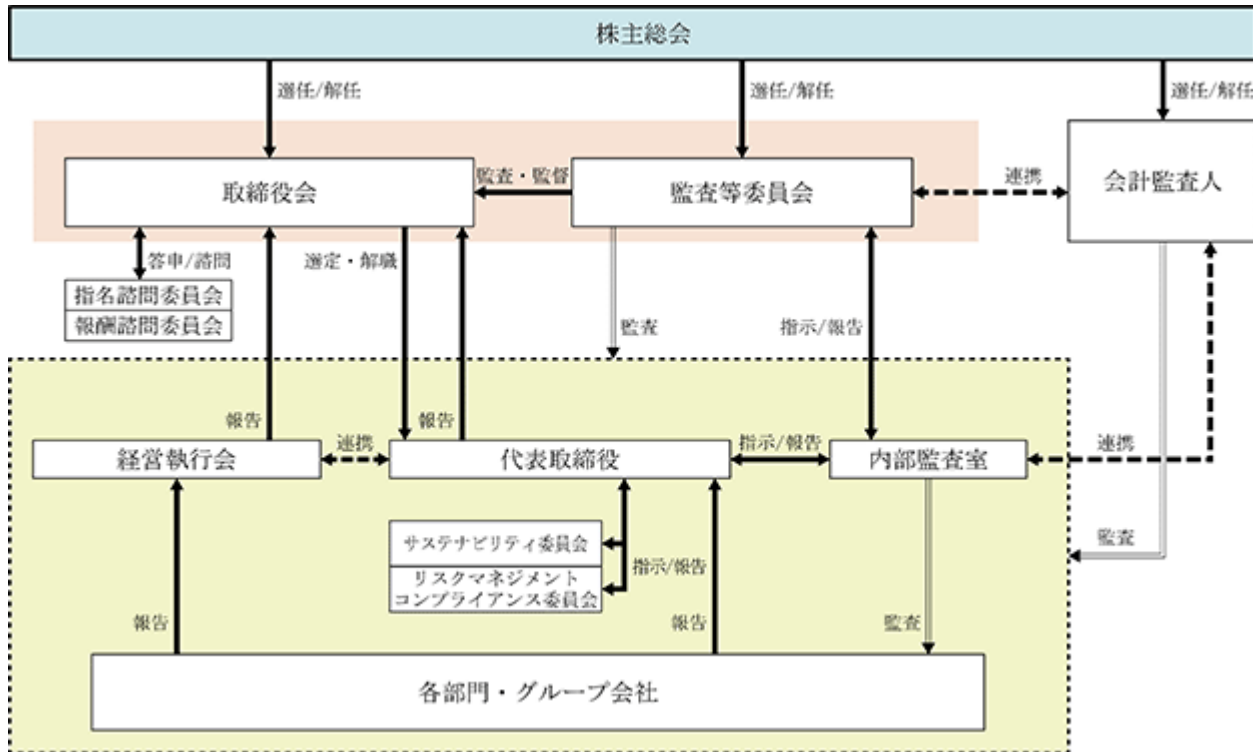
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業価値の最大化を図るにあたり、社会のめまぐるしい変化に対応し、効率的かつ、法令等を遵守する健全な経営体制を構築することにあります。そのために、各ステークホルダーと関係強化及び経営統治機能の更なる充実を図ることにより、透明性のある経営を確保するとともに、適正かつ迅速なディスクロージャーに努めてまいります。

企業統治の体制及び採用の理由

当社は、経営の透明性の向上と意思決定をより迅速化する体制の構築を目指すため、2022年9月28日開催の第15回定時株主総会における決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の概要は以下のとおりであります。



委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化が可能な体制として監査等委員会設置会社を選択しております。

本報告書提出日現在の企業統治に関する各機関の概要は以下のとおりであります。

#### (取締役会)

取締役会は、任期が1年である監査等委員ではない取締役4名と任期が2年である監査等委員である取締役4名の8名で構成しております。当社グループの経営上の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する機関と位置付けております。原則として月1回開催している定時取締役会では経営状況の報告が行われ、経営課題や方針についての審議をしております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、迅速な経営の意思決定を行っております。

当事業年度におきましては取締役会を20回開催しており、構成員及び出席状況は下表のとおりであります。

	氏名	出席/開催
代表取締役社長	成瀬 隆章	20/20
取締役	齋田 勇	20/20
取締役	柴田 学爾	20/20



取締役	原口 識弘	20/20
取締役(注1)	宇田川 宙	15/15
独立社外取締役(監査等委員)	廣田 聡	20/20
独立社外取締役(監査等委員)	上田 研一	20/20
取締役(常勤監査等委員)(注2)	依田 卓弥	20/20
独立社外取締役(監査等委員)(注2)	岩淵 信夫	20/20
独立社外取締役(監査等委員)(注2)	鈴木かおり	20/20

- (注) 1. 取締役宇田川宙氏は2022年9月28日開催の定時株主総会において、新たに取締役に選任されましたので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
2. 当社は2022年9月28日開催の定時株主総会の決議に基づき監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しているため、依田卓弥氏、岩淵信夫氏、鈴木かおり氏の開催回数及び出席回数の内、当該移行前の5回は監査役たる地位で出席しております。

#### (監査等委員会)

当社は、2022年9月28日開催の第15回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会は、監査等委員である社外取締役4名で構成されており、月1回の定時監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。監査等委員会は、監査等委員会規則等で定めた監査方針・計画に従い取締役の職務執行を監査し、また取締役会と協働して業務執行の妥当性、効率性等を監査・監督しております。

#### (経営執行会)

経営執行会は、当社グループの部長以上で構成され、取締役会の議事に係る会社にとって重要な事項について審議しております。原則として月1回開催することとしております。

#### (指名諮問委員会・報酬諮問委員会)

取締役の指名及び報酬に係わる評価・決定プロセスの透明性・客観性を担保するために、取締役会の諮問機関として、半数以上が監査等委員である独立社外取締役から構成され、監査等委員である独立社外取締役を委員長とする任意の「指名諮問委員会」、「報酬諮問委員会」を設置しております。

指名諮問委員会は、役職の資格要件及び候補者の評価基準の決定、候補者に関する審議、取締役の選任・解任方針に基き株主総会へ付議する取締役候補者の選任・解任案について審議し、取締役会に答申しております。また、経営陣の後継者計画及び人材育成方針等を審議策定し、取締役会へ助言、提言をしております。

当事業年度におきましては、社外取締役上田研一氏を委員長とし、社外取締役廣田聡氏ならびに取締役齊田勇氏を委員とする指名諮問委員会を4回開催し、経営陣の後継者計画及び人材育成の方針の策定、取締役候補者についての評価、審議等を行い、委員全員が全回出席しております。

報酬諮問委員会につきましては、取締役の報酬制度変更の要否の検討、取締役の報酬等の決定方針の策定及び決定方針に基づく報酬額について審議し、取締役会に答申しております。当事業年度におきましては、社外取締役廣田聡氏を委員長とし、社外取締役上田研一氏、取締役柴田学爾氏を委員とした報酬諮問委員会を4回開催し、活動計画の策定、取締役の個別報酬額についての審議、取締役の報酬制度変更の要否の検討等を行い、委員全員が全回出席しております。

#### (内部監査部門)

代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、専従者2名を配置しております。内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画に従って独立した立場で、当社グループの内部監査を実施しております。

#### (会計監査人)

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

#### (リスクマネジメント・コンプライアンス委員会)

当社は、コンプライアンス遵守に向けた取り組みを行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、取締役社長を委員長とし、各取締役、執行役員、内部監査室長の委

員により構成され、年2回定例で開催するほか、必要な都度開催することとしております。

リスクマネジメント委員会は、企業活動の継続・企業資産の保全・社会的責任の順守を目的とし、当社グループが直面する危機に適切かつ迅速に対応し、企業価値の損失を最小限に抑制するためにリスクの管理と実効性のある対応を検討し実行するものとし、当社取締役社長が委員長を務め、取締役を委員としております。原則として年4回開催いたします。

なお、本報告書提出日現在では、これら2つの委員会は役割・活動内容が重複する範囲が多いため効率性の観点から、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」（RMC委員会）に発展的統合をしております。

#### （サステナビリティ委員会）

当社は、企業活動を通じた持続可能な社会の実現・企業価値向上のため「サステナビリティ委員会」を設置しております。

サステナビリティ委員会は、その基本方針（「事業活動を通じて豊かさ・楽しさ・喜びを分かち合い、笑顔あふれる社会づくりに貢献する」）に基づいた重要課題解決のための年度方針・具体的な取り組み事項の提案及び実施状況の確認を行うものとし、当社取締役社長が委員長を務め、取締役を委員としております。

各機関の本報告書提出日現在の構成員はつぎのとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営執行会	指名諮問委員会	報酬諮問委員会	リスクマネジメント・コンプライアンス委員会	サステナビリティ委員会
代表取締役社長	成瀬 隆章	議長		議長	○		委員長	委員長
取締役	齊田 勇	○		○			○	
取締役	宇田川 宙			○		○		
取締役	依田 卓弥	○				○		
監査等委員(注)	廣田 聡	○	委員長		○	委員長		
監査等委員(注)	上田 研一	○	○		委員長	○		
監査等委員(注)	岩淵 信夫	○	○			○		
監査等委員(注)	鈴木かおり	○	○		○			

(注) 独立社外取締役であります。

#### 内部統制システムの整備状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を決議しており、概要は以下のとおりです。なお、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしましたが、当社の子会社5社につきましては監査役設置会社であります。

1. 当グループ各社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図る

ために、当社の代表取締役社長を委員長、当グループ各社取締役及び執行役員並びに内部監査室長を委員とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会(以下RMC委員会という)を設置する。

当グループにおいては、企業理念を着実に遂行することを目的とし、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定し周知徹底を図る。

法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、内部通報規程に基づく方法により、グループ内外に設置する通報窓口で報告を行う。当グループは、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

当グループの事業活動に関連する法令については、RMC委員会より法務情報を社内に提供して予防措置を講じると共に取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、顧問弁護士、公認会計士等と十分に協議し、適切な助言を得て適法に処理を行う。

当グループ各社においては、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、関係会社管理規程、コンプライアンス規程等のグループとしての規範、規則等の整備を行う。なお、社内外の環境の変化に対応して常に社内諸規程の適正な整備を行う。

当社の内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、内部監査規程に基づき、当グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性につき、定期的に監視を行う。また、当グループ各子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保するために、指導・支援・助言を行う。

当グループ各社の監査役・監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

#### 2. 当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録など、その職務執行に係る文書その他重要な情報を法令及び規程に基づき作成し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。

取締役会議長である取締役は、これらの文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者とする。

#### 3. 当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当グループ各社が直面する危機に対して、適切かつ迅速に対応することにより、企業価値の損失を最小限に抑制することを目的として、RMC委員会を設置し、企業活動に関わるリスクについて把握すると共に、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理を検討、実行する。

発生したリスクへの対処方法等を規定した当グループのリスクマネジメント規程に定める一定の危機レベル以上である有事の際は、損失の拡大を防止するため当社の決定により危機対策本部を立ち上げ、同本部が迅速かつ適切な情報収集と緊急対応の指揮を行う。

#### 4. 当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、各社定時取締役会を月1回開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、当グループ各社の業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれ詳細に定める。

当グループの中期計画および毎年度ごとの単年度予算を策定し、グループ全体および各社の経営目標、事業計画等を定める。

#### 5. 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の関係会社管理規程において、当社が子会社から報告を受ける事項について定め、営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的に報告を受ける。

当グループ各社取締役、執行役員等から構成される経営執行会を開催し、当グループ各社の経営上重要な事項について、報告及び審議し、情報共有化と必要な対応協議を行う。

#### 6. 監査役・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社グループ各社においては、監査役・監査等委員会がその職務を補助する使用人(以下、「補助使用人」という)を置くことを求めた場合、補助使用人を配置する。

#### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。

また、当該期間中の任命、異動、評価等については、監査役・監査等委員会の意見を尊重するものとする。

補助使用人は、その職務遂行に当たってもっぱら監査役・監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。他の業務と兼務の場合、補助使用人の業務を優先するものとする。

#### 8. 当グループ各社の取締役、使用人等が監査役・監査等委員会に報告するための体制その他の監査役・監査等委員会への報告に関する体制

当グループ各社の取締役、使用人等は、当該所属各社及び監査役・監査等委員会から業務執行に関する事項

について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当グループ各社の取締役、使用人等は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内規程の重大な違反、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに当該所属各社及び監査役・監査等委員会に報告する。また、上記事実の発見の報告を受けた者においても同様とする。

当グループ各社においては、監査役・監査等委員会が、取締役会のほか重要な会議へ出席すると共に、関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役・監査等委員会に報告する。

代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当業務の執行状況を報告する。

当社の内部監査室は、内部監査の結果及び内部通報の状況について、定期的に当グループ各社の監査役・監査等委員会に関係事項について報告する。

当グループ各社の監査役・監査等委員会への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9. 監査役・監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当グループ各社においては、監査役・監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当グループ各社取締役および使用人に周知徹底する。

10. その他監査役・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役・監査等委員会は、代表取締役、取締役、監査法人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。

監査役・監査等委員会が、独自の弁護士、公認会計士等の外部専門家の活用を求めた場合、当グループ各社においては、当該監査役・監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

当グループ各社においては、監査役・監査等委員から、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該監査役・監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その請求に応じる。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当グループ各社においては、コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備する。

コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等を遵守し、反社会的勢力等との関係遮断および不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

12. 財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制

当グループ各社においては、財務報告の適正性及び信頼性確保のため、財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また適正かつ有効な運用及び評価を行う。

リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備状況

当社グループでは「コンプライアンス」を法令順守はもちろんのこと、社会通念や一般常識までも含めた広義の概念としてとらえています。また、「リスクマネジメント」とは、コンプライアンス違反を含め、当社グループの事業に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、効果的、効率的に対策を講じていく活動としています。

「リスクマネジメント規程」「コンプライアンス規程」に基づき、対策の漏れや重複を避け、効果的かつ効率的な管理体制を構築しております。経営上、重点的に対策を講じるリスク（重要リスク）を毎年定め、対策を検討し、実行・評価を行っております。なお、部門や事業会社ごとそれぞれのリスクに応じた管理活動を行っております。管理活動を推進する各機関と役割は次のとおりであります。

（取締役会）

取締役会は、業務執行の監督という立場から、重大な不正事案に関する報告及び重要リスクへの対応状況等の報告を受けるとともに、リスク管理体制の有効性及内部統制システムの運用状況を確認します。

（経営執行会）

重要リスク、その他経営戦略上のリスクの審議を含め、経営方針や経営戦略などのグループ全体の経営に関する重要事項について審議を行います。

（監査等委員会）

監査等委員会は、内部監査室から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行うほか、企業倫理・法令違反等に関する内部通報制度の運用状況の報告を受けることにより、執行状況の監査を行います。

( リスクマネジメント・コンプライアンス委員会 )

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は取締役で構成され、内部監査室を事務局として不正行為の根本的な原因究明、再発防止・予防策の検討ならびにリスク管理に関する活動方針及び重要リスクの選定・対応方針の審議を行います。

( 内部監査室 )

内部監査室は、代表取締役直轄の部署として設置し、グループ全体の各部門の監査の実施により、業務執行における適法性・効率性を確認し、問題点の指摘と改善に向けた提案を行います。さらに、内部通報制度の窓口として機能し、運用状況を取締役会・監査等委員会に報告しております。

( コンプライアンスホットライン )

コンプライアンス違反と早期解決を図るため、コンプライアンス違反行為又はコンプライアンス違反行為に当たる恐れがある事案についてコンプライアンス担当に集約するレポートラインを設置し、従業員が直接コンプライアンス担当に相談・報告できる体制としております。

取締役の定数

取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。なお、取締役の解任決議については、定款において別段の定めはありません。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等を除く)との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

役員賠償責任保険

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性7名 女性1名（役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	成瀬 隆章	1970年7月21日	1995年4月 千葉トヨベツト(株)入社 1996年8月 (株)さんふらわあ入社 1998年3月 同社取締役就任 (株)マツダアンフィニさんふらわあ取締役就任 (株)フォードさんふらわあ取締役就任 1998年12月 (株)福岡クライスラー(現 ウイルプラス チェッカーモーターズ(株))取締役就任 2000年10月 (株)カーセブンディベロプメント取締役就任 2001年2月 (株)マツダアンフィニさんふらわあ代表取締 役員就任 2004年3月 (株)福岡クライスラー(現 ウイルプラス チェッカーモーターズ(株))代表取締役就 任 2007年10月 当社代表取締役就任(現任) 2008年1月 (株)フォービラズ代表取締役就任 2008年7月 チェッカーモーターズ(株)(現ウイルプラス チェッカーモーターズ(株))代表取締役就 任 2010年4月 ウイルプラスモーターレン(株)代表取締 役員就任(現任) 2012年4月 (株)湘南ベルマーレ取締役就任 2014年4月 帝欧オート(株)(現ウイルプラス帝欧オート (株))代表取締役就任(現任) (株)帝欧オートサービス代表取締役就任 2017年2月 (株)MMZ代表取締役就任(現任) 2017年11月 ウイルプラスアインス(株)代表取締 役員就任 (現任) 2018年3月 (株)ETH代表取締役就任(現任) (株)ICS代表取締役就任(現任) 2018年9月 チェッカーモーターズ(株)(現ウイル プラスチェッカーモーターズ(株))代表取締 役員就任(現任) 2023年1月 ウイルプラスエンハンス(株)代表取締 役員社長就任(現任)	(注) 3	2,207,280
取締役	齊田 勇	1972年2月3日	1994年4月 (株)ケーユー入社 2005年1月 (株)トヨタユーズック入社 2005年8月 (株)福岡クライスラー(現 ウイルプラス チェッカーモーターズ(株))入社 同社クライスラー・ジープ福岡支店長 2006年4月 同社執行役員福岡営業統括部長 2007年9月 同社取締役就任 2007年10月 当社取締役就任 2008年4月 (株)福岡クライスラー(現 ウイルプラス チェッカーモーターズ(株))専務取締役就 任 2014年9月 当社取締役就任(現任) ウイルプラスモーターレン(株)代表取締役 専務就任 チェッカーモーターズ(株)(現 ウイル プラスチェッカーモーターズ(株))取締役就任 2015年9月 帝欧オート(株)取締役就任(現任) チェッカーモーターズ(株)(現ウイル プラスチェッカーモーターズ(株))代表取締 役員専務就任 ウイルプラスモーターレン(株)取締 役員就任 (現任) 2017年11月 ウイルプラスアインス(株)取締 役員就任(現 任) 2018年9月 チェッカーモーターズ(株)(ウイル プラス チェッカーモーターズ(株))代表取締 役員社長就任(現任) 2023年1月 ウイルプラスエンハンス(株)取締 役員就任 (現任)	(注) 3	318,640

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	宇田川 宙	1974年12月29日	1998年4月 UBSウォーバーク証券(株)(現 UBS証券(株)) 2007年3月 同社 マネージングディレクター 2013年8月 同社 執行役員 2014年3月 同社 株式会社共同本部長 2015年1月 (株)ウィズ・パートナーズ 常務執行役員 2016年7月 みずほ証券(株) グローバルマーケット部 門エクイティ本部 副本部長 2018年9月 (株)SBI証券 執行役員常務 2019年6月 同社 取締役 2020年6月 同社 常務取締役 2021年4月 (株)TBM 上席執行役員 2021年8月 同社 取締役 2022年4月 当社入社 経営戦略室 執行役員 2022年9月 当社取締役就任(現任)	(注)3	31,700
取締役	依田 卓弥	1958年6月5日	1981年4月 住友海上火災保険(株)(現 三井住友海上火災保険(株))入社 2005年4月 三井住友海上火災保険(株)販売推進部 部長就任 2009年4月 同社関西本部京都支店長就任 2012年4月 同社理事営業事務部長就任 2015年4月 エーシー企画(株)出向 代表取締役社長就任 2019年9月 当社監査役就任 チェッカーモーターズ(株)(現ウイルプラスチェッカーモーターズ(株)) 監査役就任(現任) ウイルプラスモトーレン(株)監査役就任(現任) 帝欧オート(株)(現 ウイルプラス帝欧オート(株)) 監査役就任(現任) ウイルプラスアインズ(株)監査役就任(現任) 2022年9月 当社取締役(監査等委員)就任 2023年1月 ウイルプラスエンハンス(株)監査役就任(現任) 2023年9月 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役(監査等委員)	廣田 聡	1977年7月8日	2002年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 三井安田法律事務所(現三井法律事務所)入所 2008年8月 Haynes and Boone, LLP入所 2009年10月 アント・キャピタル・パートナーズ(株)入社 2014年4月 (株)ビーグリー入社 2015年4月 HCA法律事務所開業 代表弁護士(現任) 2015年9月 当社社外取締役就任 2015年11月 (一社)日本・ドミニカ共和国友好親善協会 監事就任(現任) 2016年5月 (株)ロコンド 社外監査役就任 (株)Psychic VR Lab 社外監査役就任(現任) 2016年7月 (株)Loco Partners 社外監査役就任 2017年5月 (株)ロコンド 社外取締役就任(現任) 2018年8月 (株)Casa 社外監査役就任(現任) 2022年9月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役(監査等委員)	上田 研一	1966年1月5日	1990年4月 ファーストファイナンス(株)入社 2000年8月 ウィットキャピタル証券(株)入社 2002年4月 同社 執行役員就任 2004年4月 アント・キャピタル・パートナーズ(株) パートナー就任 2005年7月 福岡クライスラー(株)(現ウイルプラス チェッカーモーターズ(株))取締役就任 2007年3月 アント・キャピタル・パートナーズ(株) マネージングパートナー就任(現任) 2007年10月 当社取締役就任 2010年1月 東京債権回収(株)代表取締役就任 2013年8月 (株)Casa社外取締役就任 2014年9月 (株)壯闊社外取締役就任 2016年2月 (株)アルスワン社外監査役就任 2017年3月 (株)マルサヤ 取締役就任 2017年9月 当社社外取締役就任 2018年12月 (株)マルサヤ 代表取締役就任 2019年4月 (株)アントレ 社外監査役就任(現任) 2022年9月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2023年3月 (株)デザインワード社外監査役就任(現任) (株)JULIA社外監査役就任(現任)	(注)4	
取締役(監査等委員)	岩淵 信夫	1953年2月28日	1975年2月 監査法人太田哲三事務所(現 EY新日本 有限責任監査法人)入所 1997年7月 代表社員(現 シニアパートナー)就任 2014年7月 (株)ビジネスブレイン太田昭和 常勤監査役 就任 公認会計士岩淵信夫事務所設立 所長就任 (現任) 2015年1月 当社監査役就任 2016年6月 (株)ビジネスブレイン太田昭和 社外取締役 (監査等委員) (株)コーセー 社外監査役就任 2022年9月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	
取締役(監査等委員)	鈴木 かおり	1980年8月9日	2010年8月 弁護士登録(東京弁護士会) 2015年3月 若林・渡邊法律事務所 所属(現任) 2019年9月 当社監査役就任 2022年9月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	
計					2,557,620

(注)1. 2022年9月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。

2. 取締役の廣田聡、上田研一、岩淵信夫、鈴木かおり(戸籍上の氏名は木下かおり)は社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員を除く)の任期は、2023年9月27日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2022年9月29日開催の定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役の柴田学爾は第16回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
6. 取締役の原口謙弘は第16回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役の廣田聡氏は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、高い専門的知見を当社経営に活かしていただけるものと判断し選任しております。同氏は、当社との間で人的・資本的関係、又は取引関係、その他の重要な利害関係はありません。

社外取締役の上田研一氏は、金融業界及び投資事業会社の幹部としての豊富な経験と知識を有しており、投資先の事業会社において取締役を歴任する等の事業会社における豊富な経営経験を当社経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。同氏は、当社との間で人的・資本的関係、又は取引関係その他の重要な利害関係はありません。

社外取締役の岩淵信夫氏は、公認会計士として会計・税務に精通し、監査に有する十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。同氏は、当社との間で人的・資本的関係、又は取引関係、その他の重要な利害関係はありません。

社外取締役の鈴木かおり氏は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、高い専門的知見を当社経営に活かしていただけるものと判断し選任しております。同氏は、当社との間で人的・資本的関係、又は取引関係、その他



の重要な利害関係はありません。

社外取締役を選任するための独立性に関する基準は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に準拠しておりますが、再任時において独立役員の在任期間が10年を超えるような場合には、在任時の当該役員の職務執行実績を考慮の上、再任の可否を特に慎重に検討することとしております。

当社は、社外取締役の廣田聡氏、上田研一氏、岩淵信夫氏、鈴木かおり氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月開催している取締役会に出席し、内部統制システムの整備、運用状況及びコンプライアンスの状況について、適宜質問や意見交換を行うなど連携を図ることとしております。

監査等委員である社外取締役は、毎月開催している監査等委員会にて監査の状況についての情報交換を図るとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的に面談の機会を持ち、相互に情報共有を図っております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査等委員会監査の状況

本報告書提出日現在は、監査等委員である取締役4名は全て独立社外取締役であります。監査等委員である独立社外取締役の岩淵信夫氏は、公認会計士の資格を有し、会計及び監査に関して相当の知見を有しております。

当社は2022年9月28日開催の第15回定時株主総会の決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。また、常勤監査等委員である取締役依田卓弥氏が2023年9月27日開催の第16回定時株主総会の決議により監査等委員でない取締役に就任しております。

当事業年度における監査等委員会監査の状況は次のとおりであります。

監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤の独立社外監査等委員4名の5名で構成しております。監査等委員会は、毎月定時で開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。当事業年度におきましては、監査役会を4回、監査等委員会を11回開催しております。

監査等委員会設置会社としての初年度となる当事業年度におきましては、「監査等委員会規則」「監査等委員会監査等基準」「会計監査人の評価基準」「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」等の制定、監査方針・監査計画の策定のほか、監査報告書の作成、会計監査人の選任、会計監査人の報酬等に対する同意、定時株主総会への付議議案内容等において検討を行いました。

監査等委員会は、主に常勤監査等委員を中心に重要な社内会議への出席、稟議書類の閲覧等をするとともに、当社グループの全部門の往査を実施し、取締役や従業員へのヒアリング等をおして当社業務執行の社内規程、法令、定款への遵守状況を確認し、内部統制システムの運用状況を監査しております。内部監査室との連携につきましては、内部通報の状況を常時共有するほか、各部門への内部監査と同時期に監査を実施する等、緊密に情報交換をしております。

また、常勤監査等委員はスクマネジメント委員会並びにコンプライアンス委員会として、コンプライアンスの状況把握と是正すべき点の指摘やリスク管理の方法、リスク軽減、回避等実効的な対応策についての助言、提言を行っております。

会計監査人とは定期的に面談し、当事業年度においては監査上の主要な検討事項（KAM）に関して継続的に協議を行いました。会計監査人からの監査報告を受け、会社の事業報告及び計算書類が法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していること並びに会計監査人の監査の適正性、専門性、独立性等を質問及び実査立会い等により確認しております。

当事業年度における個々の監査役・監査等委員の監査役会・監査等委員会への出席状況はつぎのとおりです。

（監査役会）

役職名	氏名	出席/開催・出席率
常勤監査役	依田 卓弥	4回/4回・100.0%

監査役(社外)	岩淵 信夫	4回/4回・100.0%
監査役(社外)	鈴木 かおり	4回/4回・100.0%

## (監査等委員会)

役職名	氏名	出席/開催・出席率
取締役監査等委員(常勤)	依田 卓弥	11回/11回・100.0%
取締役監査等委員(非常勤・独立社外)	廣田 聡	11回/11回・100.0%
取締役監査等委員(非常勤・独立社外)	上田 研一	10回/11回・90.9%
取締役監査等委員(非常勤・独立社外)	岩淵 信夫	11回/11回・100.0%
取締役監査等委員(非常勤・独立社外)	鈴木 かおり	11回/11回・100.0%

## 内部監査の状況

代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、専従者2名が当社及び連結子会社の業務全般にわたり内部監査を実施しております。過年度の改善指摘事項等を考慮して立案した当事業年度の内部監査方針及び計画に基づき、当社グループの全部門、全店舗の内部監査を実施し、問題点の指摘と改善に向けた提言をしております。また、財務報告の信頼性を確保するための体制を確認し、期末時点での金融商品取引法上の「財務報告に係る内部統制の評価」を実施しております。

内部監査室は内部監査、内部統制の状況について定期的に監査等委員会及び取締役会に報告しております。

さらに内部監査室は当社グループの内部通報制度の窓口として機能し、運用状況を取締役会、監査等委員会に報告しております。

内部監査室は各部門への内部監査を監査等委員の監査と同時期に行うなど、監査等委員と緊密に情報共有しており、会計監査人とは定期的に面談を行う等の情報共有を図っております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## b. 継続監査期間

2012年2月以降

## c. 業務を執行した公認会計士

福田 慶久

片岡 直彦

(注)継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他21名であります。

## e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたっては、会社法上の欠格事由への該当性、独立性、専門性、公正性、監査計画の妥当性、監査実施体制、監査の品質を考慮しております。これらの監査法人選任基準及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、適切であると判断したことから、EY新日本有限責任監査法人を選定しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当するとみとめられる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することとしております。

## f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会では、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に評価基準を定めております。評価基準である監査法人の品質管理、監査チームの独立性、専門性、監査計画の内容、監査報酬等の水準、監査等委員会とのコミュニケーションの状況等について問題がないことより、EY新日本有限責任監査法人は監査法人としての職責を適切に果たしていると評価しております。

## 監査報酬の内容等

## a. 公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	33,800	-	33,800	-
連結子会社	-	-	-	-
計	33,800	-	33,800	-

## b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

## c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬等の決定に関する方針は特に定めておりませんが、監査法人より受けた監査法人の監査計画、内容、必要な監査時間や工数の説明が報酬見積額に対して妥当であると判断した場合は、前年度の監査実績と報酬額との比較を考慮した上で、双方協議の上、監査等委員会の同意を得て決定するものとしております。

## e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人が監査計画に基づき実施する会計監査の職務内容等を踏まえ、必要な監査時間や工数等をも考慮した結果、現在の報酬水準は妥当であると判断し、同意しております。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

## イ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は2022年9月28日開催の第15回定時株主総会の決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、2022年9月28日開催の第15回定時株主総会において、報酬限度額は年額290,000千円(うち社外取締役分は20,000千円)の範囲内で承認を頂いております。(決議時の取締役は5名、また使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとする。)

また上記とは別枠で、2022年9月28日開催の定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役(いずれも社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)を対象とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の承認を頂いております。(決議時の当社取締役(監査等委員である取締役を除く))は5名であります。

当社は取締役の報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性・客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的とし、取締役会の任意の諮問委員会として報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬についての基本方針は、報酬諮問委員会での審議を経て定めております。

基本方針の内容は下記のとおりです。

- ) 多様で優秀な人材を当社グループの経営陣として獲得・確保できる報酬水準、報酬制度とする。
- ) 社外取締役が半数以上を占める報酬諮問委員会の審議を経ることで、ステークホルダーに対して客観性及び透明性を確保した制度とする。
- ) 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度とする。
- ) 業績連動報酬の導入により、業績向上及び企業価値向上に対するインセンティブを強化する。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、基本報酬(固定)と業績連動型報酬から構成されております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬は、報酬限度額の範囲内において、第三者機関による役員報酬調査結果を参考に、経営環境・世間水準を考慮した適正な水準にて各取締役の役位、職務、責任及び実績を勘案し、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議によって決定しております。

業績連動型報酬につきましては、上記とは別枠で、社外役員及び監査等委員である取締役を除く当社及び連結子会社の取締役(以下対象役員という)を対象に、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT (= Board Benefit

Trust) )」を導入しております。この制度は、業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。なお、対象役員が当社株式を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

業績連動型報酬につきましては、当社グループの連結利益計画並びに気候変動対応を含むESG要素と連動させ、社内規程で定めた連結営業利益達成度及び気候変動対応への取り組み状況を示す業績評価係数と役員に応じたポイントを乗じることによって算出されたポイントを付与し、取締役退任時に受益者要件を満たした場合、ポイント数に相応する当社株式及び金銭を支給する制度となっております。当社グループは事業規模の拡大、収益力の強化、投資効率の向上を重要な経営課題としており、これらを実現するためROE、自己資本比率を重要な経営指標と位置付けておりますが、取締役としての貢献度が最も分かりやすく可視化されるものとして、連結営業利益の利益計画に対する達成度並びに気候変動に対する責任をCDPを通じた情報開示の有無を指標として選んでおります。

当連結会計年度におきましては、CDPを通じた情報開示を実施したことにより目標を達成し、営業利益の利益計画に対する達成率に応じた係数を乗じた結果、役員株式給付引当金繰入額は10百万円となりました。

業績連動型報酬と固定報酬の支給割合については、当面は1：9の割合を目安に、将来的には業績連動型報酬の割合を高めていく方針としております。

なお、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員の報酬につきましては、独立性の確保や利益偏重防止の観点から、固定の基本報酬のみとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、2022年9月28日開催の定時株主総会にて報酬限度額を年額30,000千円以内と決議されており、報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議の上決定しております。

なお、当事業年度は報酬諮問委員会を4回開催しております。委員全員が出席し、取締役の報酬に係る基本方針の策定、活動計画の策定、報酬制度の見直しの要否検討、個別報酬、業績連動型報酬の割合の妥当性等について審議し、取締役会に答申しております。取締役会は、この答申を受け、取締役の報酬等に係る基本報酬の決定及び個別報酬について決議しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、基本方針・決定方針を踏まえて報酬諮問委員会の審議を経たのちに、取締役会で検討しており、個人別の報酬等の内容は方針に沿ったものと判断しております。

#### ロ 役員報酬の内容

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員の区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	191,866	181,500	10,366	5
監査等委員 (社外取締役を除く)	5,400	5,400	-	1
監査役(社外監査役を 除く)	1,500	1,500	-	1
社外役員	15,150	15,150	-	4

(注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。

2. 業績連動型株式報酬は、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。

3. 当社は2022年9月28日開催の第15回定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

#### ハ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上の報酬を受けている役員が存在しないため、記載しておりません。

#### (5) 【株式の保有状況】

##### 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合は純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的の場合は純投資目的以外の目的である投資株式と考えております。なお、当社は、保有目的

が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、取引先との資本提携、協業のための関係維持・強化が必要であり、中長期的な観点からビジネス上のメリットがリスクや資本コストに見合っていると判断した場合以外には、純投資目的以外の投資株式は保有しない方針であります。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容の把握及びその変更に対処し、財務報告の適正を確保することの重要性を強く認識しております。そのために、監査法人と密接な連携を図るとともに、監査法人主催のセミナーへの参加や、専門書籍の購読等により、積極的な情報収集に努めております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,538,335	4,290,345
売掛金	<sup>1</sup> 215,272	<sup>1</sup> 299,459
商品	<sup>2</sup> 4,415,956	<sup>2</sup> 8,952,346
仕掛品	175,423	263,426
原材料及び貯蔵品	290,958	335,699
未収入金	440,862	646,412
その他	297,851	832,740
流動資産合計	11,374,660	15,620,428
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,833,000	5,157,433
減価償却累計額	<sup>3</sup> 1,168,836	<sup>3</sup> 1,400,047
建物及び構築物(純額)	3,664,163	3,757,385
機械装置及び運搬具	2,156,226	3,019,560
減価償却累計額	<sup>3</sup> 501,420	<sup>3</sup> 665,956
機械装置及び運搬具(純額)	1,654,805	<sup>2</sup> 2,353,603
工具、器具及び備品	678,629	764,258
減価償却累計額	<sup>3</sup> 435,525	<sup>3</sup> 508,339
工具、器具及び備品(純額)	243,103	255,918
土地	649,839	649,839
その他	7,222	28,822
減価償却累計額	7,222	7,993
その他(純額)	-	20,828
建設仮勘定	62,206	1,347
有形固定資産合計	6,274,119	7,038,924
無形固定資産		
のれん	157,387	83,828
その他	16,976	13,748
無形固定資産合計	174,363	97,576
投資その他の資産		
敷金及び保証金	489,892	506,709
繰延税金資産	225,888	277,121
その他	91,171	104,026
投資その他の資産合計	806,952	887,857
固定資産合計	7,255,435	8,024,358
資産合計	18,630,096	23,644,787

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	2 1,793,059	2 3,829,763
短期借入金	4 2,900,000	4 1,600,000
1年内返済予定の長期借入金	649,942	1,015,822
未払金	504,108	646,835
未払法人税等	416,878	319,154
未払消費税等	159,452	51,240
前受金	5 1,627,395	5 1,859,332
賞与引当金	49,568	51,400
その他	154,311	160,143
流動負債合計	8,254,714	9,533,692
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1,066,856	3,818,166
役員株式給付引当金	70,881	81,247
資産除去債務	377,052	414,575
その他	30,931	50,795
固定負債合計	1,545,721	4,364,784
負債合計	9,800,436	13,898,477
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	231,768	255,618
資本剰余金	1,165,306	1,189,156
利益剰余金	7,566,625	8,435,624
自己株式	134,039	134,088
株主資本合計	8,829,660	9,746,309
純資産合計	8,829,660	9,746,309
負債純資産合計	18,630,096	23,644,787



## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)		当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	
売上高	1	39,696,158	1	44,115,675
売上原価	2	31,254,433	2	35,493,468
売上総利益		8,441,725		8,622,206
販売費及び一般管理費	3	6,075,251	3	6,754,900
営業利益		2,366,474		1,867,306
営業外収益				
受取利息		1,028		934
受取報奨金		3,982		3,435
受取保険金		8,873		6,313
受取支援金収入		6,612		6,269
助成金収入		393		12,062
保険解約返戻金		-		83,349
その他		1,909		1,723
営業外収益合計		22,799		114,089
営業外費用				
支払利息		11,021		12,155
支払手数料		-		22,400
その他		610		2,917
営業外費用合計		11,631		37,472
経常利益		2,377,641		1,943,923
特別利益				
新株予約権戻入益		-		10,243
特別利益合計		-		10,243
特別損失				
固定資産除却損	4	2,242	4	2,968
特別損失合計		2,242		2,968
税金等調整前当期純利益		2,375,399		1,951,199
法人税、住民税及び事業税		781,546		699,972
法人税等調整額		43,310		51,233
法人税等合計		824,857		648,738
当期純利益		1,550,541		1,302,460
非支配株主に帰属する当期純利益		-		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,550,541		1,302,460

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
当期純利益	1,550,541	1,302,460
その他の包括利益		
包括利益	1,550,541	1,302,460
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,550,541	1,302,460
非支配株主に係る包括利益	-	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	222,228	1,155,766	6,286,967	134,003	7,530,958	7,530,958
当期変動額						
新株の発行	9,540	9,540			19,080	19,080
親会社株主に帰属する当期純利益			1,550,541		1,550,541	1,550,541
剰余金の配当			270,883		270,883	270,883
自己株式の取得				36	36	36
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						-
当期変動額合計	9,540	9,540	1,279,658	36	1,298,702	1,298,702
当期末残高	231,768	1,165,306	7,566,625	134,039	8,829,660	8,829,660

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	231,768	1,165,306	7,566,625	134,039	8,829,660	8,829,660
当期変動額						
新株の発行	23,850	23,850			47,700	47,700
親会社株主に帰属する当期純利益			1,302,460		1,302,460	1,302,460
剰余金の配当			433,461		433,461	433,461
自己株式の取得				49	49	49
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						-
当期変動額合計	23,850	23,850	868,998	49	916,649	916,649
当期末残高	255,618	1,189,156	8,435,624	134,088	9,746,309	9,746,309

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,375,399	1,951,199
減価償却費	1,121,206	1,252,192
株式報酬費用	-	10,241
のれん償却額	73,559	73,559
賞与引当金の増減額(は減少)	1,530	1,832
受取利息及び受取配当金	1,028	934
支払利息	11,021	12,155
助成金収入	393	12,062
保険解約返戻金	-	83,349
有形固定資産除却損	2,242	2,968
新株予約権入益	-	10,243
売上債権の増減額(は増加)	5,167	84,186
棚卸資産の増減額(は増加)	526,833	6,162,302
仕入債務の増減額(は減少)	150,532	1,906,019
前受金の増減額(は減少)	133,470	231,937
その他	187,067	637,897
小計	2,847,406	1,548,871
利息及び配当金の受取額	1,028	934
利息の支払額	11,185	12,316
法人税等の支払額	927,252	801,451
法人税等の還付額	0	-
助成金の受取額	393	12,062
保険解約返戻金の受取額	-	83,349
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,910,391	2,266,291
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	194,343	350,654
有形固定資産の売却による収入	-	1,523
無形固定資産の取得による支出	-	3,676
敷金及び保証金の回収による収入	1,191	148
敷金及び保証金の差入による支出	18,270	18,297
事業譲受による支出	-	34,503
その他	6,575	6,575
投資活動によるキャッシュ・フロー	217,997	412,036
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	1,300,000
長期借入れによる収入	1,500,000	4,000,000
長期借入金の返済による支出	678,033	882,810
リース債務の返済による支出	741	1,080
新株予約権の行使による株式の発行による収入	19,080	47,700
自己株式の取得による支出	36	49
配当金の支払額	270,862	433,422
財務活動によるキャッシュ・フロー	469,407	1,430,337
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,161,801	1,247,990
現金及び現金同等物の期首残高	3,376,534	5,538,335
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,538,335	1 4,290,345

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

- チェッカーモーターズ株式会社
- ウイルプラスモトーレン株式会社
- 帝欧オート株式会社
- ウイルプラスアインズ株式会社
- ウイルプラスエンハンス株式会社

当連結会計年度より、2023年1月6日に新たに設立したウイルプラスエンハンス株式会社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

a 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

a 商品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～45年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を算定しております。

#### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 役員株式給付引当金

役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### 車輛の販売

当社グループは、インポーターから仕入れた新車の販売、新車販売時の下取り車や買取り車、AA市場にて仕入れた車輛を顧客に販売しております。車輛の販売については、顧客に車輛を引渡した時点で収益を認識しております。

#### 車輛整備

主に販売した車輛の点検・修理・整備等のアフターサービスを顧客に提供しており、サービス提供が終了した時点で収益を認識しております。

なお、車輛販売、車輛整備に付随して販売している一部の商品について、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受領した対価から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に関する対価は、主に車輛の引き渡し時には受領しており、重大な金融要素の影響はありません。

### (5) 重要なヘッジ会計の方法

#### ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

#### ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

#### ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

### (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主に10年間の定額法により償却しております。

### (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

店舗固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	6,274,119	7,038,924

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各営業店舗としております。

営業損益が2期連続で赤字となり、業績の悪化が認められる店舗について、また、閉店や移転のため当該営業店舗から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれている場合等、減損の兆候があると識別し、兆候に該当した営業店舗について、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。当連結会計年度におきましては、1店舗について減損の兆候があると判定されたものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識はしていません。

主要な仮定

上記将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された店舗別利益計画を基礎に作成された店舗の将来事業計画を基にしております。店舗の将来事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。

売上高成長率は、各店舗における過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社及び子会社の取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。

取引の概要

取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて、原則として取締役等の退任時に給付されます。なお、信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間を通じ議決権を行使しないものとしております。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除きます。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末78,670千円、70,200株、当連結会計年度末78,670千円、70,200株であります。

## (連結貸借対照表関係)

- 1 売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約負債の残高等」に記載しております。
- 2 担保資産及び担保付債務  
担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
商品	1,131,849千円	2,874,232千円
機械装置及び車輛運搬具	-	13,196
計	1,131,849千円	2,887,428千円

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
買掛金	1,380,959千円	3,321,859千円
計	1,380,959千円	3,321,859千円

- 3 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 4 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
当座貸越限度額	5,750,000千円	5,750,000千円
借入実行残高	2,900,000	1,600,000
差引額	2,850,000千円	4,150,000千円

## 5 顧客との契約から生じた契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債は「前受金」に含まれております。契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）「契約負債の残高等」に記載しております。

## (連結損益計算書関係)

- 1 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。
- 2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価額が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
	25,612千円	73,499千円



## 3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
給料手当	2,145,189千円	2,286,372千円
賞与引当金繰入額	38,888	40,766
役員株式給付引当金繰入額	14,008	10,366
地代家賃	880,420	938,814
減価償却費	1,081,546	1,208,630

## 4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
建物及び構築物	437千円	23千円
機械装置及び運搬具	1,790	2,392
工具、器具及び備品	13	552
計	2,242千円	2,968千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,900,320	50,880	-	9,951,200

(変動事由の概要)

第3回新株予約権の権利行使による増加 50,880株

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	385,126	40	-	385,166

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式70,200株が含まれております。

2. 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式70,200株が含まれております。

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 40株

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金の支払額

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年 8月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	222,956千円	23.26円	2021年 6月30日	2021年 9月29日
2022年 2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	47,926千円	5.00円	2021年 12月31日	2022年 3月10日

- (注) 1. 2021年8月13日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1,632千円が含まれております。
2. 2022年2月10日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金351千円が含まれております。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年 8月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	288,123千円	29.90円	2022年 6月30日	2022年 9月29日

- (注) 2022年8月12日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2,098千円が含まれております。

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,951,200	127,200	-	10,078,400

(変動事由の概要)

,第3回新株予約権の権利行使による増加 127,200株

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	385,166	42	-	385,208

- (注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式70,200株が含まれております。
2. 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式70,200株が含まれております。

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 42株

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金の支払額

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年 8月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	288,123千円	29.90円	2022年 6月30日	2022年 9月29日
2023年 2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	145,337千円	15.00円	2022年 12月31日	2023年 3月10日

- (注) 1. 2022年8月12日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2,098千円が含まれております。
2. 2023年2月10日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1,053千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年 8月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	255,507千円	26.17円	2023年 6月30日	2023年 9月13日

(注) 2023年8月14日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1,837千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金	5,538,335千円	4,290,345千円
現金及び現金同等物	5,538,335千円	4,290,345千円

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
重要な資産除去債務の計上額	3,831千円	35,243千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

障がい者直接雇用のため共同農園にて使用する水耕栽培装置であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
1年内	123,776千円	120,431千円
1年超	481,555	503,577
合計	605,331	624,009

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に輸入車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づき稟議決裁を行っております。

資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、当社で資金管理及び運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、管理部経理課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	489,892	471,933	17,959
資産計	489,892	471,933	17,959
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,716,798	1,717,055	257
負債計	1,716,798	1,717,055	257

(注)「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2023年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	506,709	487,585	19,123
資産計	506,709	487,585	19,123
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	4,833,988	4,824,671	9,316
負債計	4,833,988	4,824,671	9,316

(注)「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	5,510,404	-	-	-
売掛金	215,272	-	-	-
未収入金	440,862	-	-	-
合計	6,166,538	-	-	-

当連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	4,264,360	-	-	-
売掛金	299,459	-	-	-
未収入金	646,412	-	-	-
合計	5,210,231	-	-	-

(注2) 買掛金及び借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
買掛金	1,793,059	-	-	-	-	-
短期借入金	2,900,000	-	-	-	-	-
長期借入金	649,942	416,618	299,956	299,916	50,366	-
合計	5,343,001	416,618	299,956	299,916	50,366	-

当連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
買掛金	3,829,763	-	-	-	-	-
短期借入金	1,600,000	-	-	-	-	-
長期借入金	1,015,822	899,120	899,120	649,610	420,316	950,000
合計	6,445,585	899,120	899,120	649,610	420,316	950,000

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品  
前連結会計年度（2022年6月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	471,933	-	471,933
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	1,717,055	-	1,717,055

当連結会計年度（2023年6月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	487,585	-	487,585
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	4,824,671	-	4,824,671

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションにかかる費用計上額又は利益計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-	10,241千円
特別利益の新株予約権戻入益	-	10,243千円

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第3回	第4回(注)2
決議年月日	2015年6月18日	2022年12月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 子会社従業員46名	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数(株) (注)1	普通株式634,320株	普通株式200,000株
付与日	2015年6月30日	2023年1月16日
権利確定条件	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。 権利者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内(但し、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日とする。)に限り、相続人は新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使できる。	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年6月30日～2025年6月9日(権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日が最終日となる。)	2025年10月1日～2030年9月30日(権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日が最終日となる。)

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、第3回新株予約権につきましては、2015年12月3日付株式分割(1株につき20株)、2017年4月1日付の株式分割(1株につき2株)及び2017年11月1日付株式分割(1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 2023年6月15日開催の取締役会決議により、2023年6月30日付で、第4回新株予約権の全てを取得及び消却いたしました。

3.

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の使用人の地位であることを要する。但し定年退職により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者が2023年1月16日から2030年9月30日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の、  
、  
号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた

## 場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (4) 本新株予約権者は、2025年6月期の当社決算書上の連結損益計算書における売上高が530億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第3回	第4回
決議年月日	2015年6月18日	2022年12月15日
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	200,000
失効・消却	-	200,000
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	259,440	-
権利確定	-	-
権利行使	127,200	-
失効	640	-
未行使残	131,600	-

## 単価情報

	第3回	第4回
決議年月日	2015年6月18日	2022年12月15日
権利行使価格（円）	375	1,074
行使時平均株価（円）	1,116.6	-
付与日における公正な評価単価（株）	-	337.99

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

## (第3回新株予約権)

ストック・オプションの付与時において、当社株式は非上場であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。

なお、本源的価値の算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、類似会社批准法、DCF法により算定した価格を総合的に勘案して決定しております。

## (第4回新株予約権)

使用した評価方法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注)1	42.01%
-------	------	--------



予想残存期間	(注)2	5.21年
予想配当率	(注)3	3.51%
無リスク利子率	(注)4	0.32%

- (注) 1. 予想残存期間までの期間に対応する過去期間の株価を参照しております。株価変動性の算出にあたっては、まず日次株価変動性を算出し、それを年率に変換し、さらに月率に変換しております。
2. 権利行使可能期間の中央値であります。
3. 2023年6月期の予想配当額41.17円を参照した3.51%を連続複利に換算して使用しております。
4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りとして5年国債利回りである0.32%を使用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(第3回新株予約権)

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	111,333千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	93,691千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	33,588千円	31,173千円
未払事業所税	3,983	4,233
賞与引当金	16,995	17,610
未払費用	9,171	9,747
資産調整勘定	18,042	5,306
棚卸資産評価損	14,376	17,532
資産除去債務	130,230	143,213
減損損失	47,223	47,078
前受金	77,218	126,716
その他	24,327	27,795
繰延税金資産小計	375,159	430,407
評価性引当額	52,160	52,210
繰延税金資産合計	322,998	378,197
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	95,809	101,075
差額負債調整勘定	1,300	-
繰延税金負債合計	97,109	101,075
繰延税金資産純額	225,888	277,121

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当連結会計年度 (2023年6月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.0
評価性引当額	0.0	0.0
住民税均等割等	0.2	0.3
子会社税率差異	3.4	3.4
のれん償却	0.9	1.1
所得拡大促進税制による税額控除	0.0	1.7
法人税の特別控除	0.0	0.0
その他	0.5	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.7	33.2

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

主として、店舗施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去費用については、過去において店舗の閉店に伴い発生した原状回復費用の実績等から割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。使用見込期間については主たる資産の耐用年数の残存期間（2～39年）としております。割引率については、使用見込期間に対応した国債の利回り（-0.075%～2.624%）を使用しております。これらの数値を基礎に資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
期首残高	373,364千円	377,052千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,831	35,243
時の経過による調整額	2,107	2,279
見積りの変更による減少額	2,251	-
期末残高	377,052	414,575

## 4. 資産除去債務の見積りの変更

前連結会計年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。この見積りの変更による減少額2,251千円を変更前の資産除去債務残高から減算しております。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

	金額（千円）
新車	19,576,333
中古車	11,009,224
業販	3,605,008
車輦販売合計	34,190,566
車輦整備	5,058,873
その他	446,719
顧客との契約から生じる収益	39,696,158
外部顧客への売上高	39,696,158

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

	金額（千円）
新車	22,475,486
中古車	12,343,224
業販	3,367,291
車輦販売合計	38,186,003
車輦整備	5,434,644
その他	495,027
顧客との契約から生じる収益	44,115,675
外部顧客への売上高	44,115,675

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

（1）契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権 売掛金	210,105	215,272
契約負債 前受金	1,493,924	1,627,395

（注）契約負債（前受金）は主に車輦販売に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は1,455,391千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（1）契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権 売掛金	215,272	299,459
契約負債 前受金	1,627,395	1,859,332

（注）契約負債（前受金）は主に車輦販売に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は1,514,892千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、輸入車販売関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被保有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	齊田 勇	-	-	当社取締役	(被所有)直接3.26	-	ストックオプション権利行使(注)	12,000	-	-
役員	柴田学爾	-	-	当社取締役	(被所有)直接2.15	-	ストックオプション権利行使(注)	21,000	-	-

(注) 2015年6月18日開催の取締役会決議に基づく第3回新株予約権の権利行使であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

種類	会社等の名称又は氏名(注)	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被保有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が過半数の議決権を所有している会社	(株)MMZ	東京都港区	1,000	資産管理業	(被所有)直接7.68	-	車輛販売代金の前受金	-	前受金	12,628

(注) 当社代表取締役社長 成瀬 隆章の資産管理会社であります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり純資産額	923.02円	1,005.48円
1株当たり当期純利益金額	162.84円	135.45円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	159.70円	133.56円

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度70,200株、当連結会計年度は70,200株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式は前連結会計年度70,200株、当連結会計年度末株式数は70,200株であります。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,550,541	1,302,460
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,550,541	1,302,460
普通株式の期中平均株式数(株)	9,521,822	9,615,668
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	187,469	136,347
(うち新株予約権(株))	(187,469)	(136,347)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(株式付与ESOPの導入)

当社は、2023年8月17日開催の取締役会にて当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に株式付与ESOP信託(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議しました。

1. 本制度の導入目的

(1) 従業員への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたしました。

(2) 株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下、「ESOP信託」といいます。)とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付および給付(以下、「交付等」といいます。)するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(3) 本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 本制度の仕組み

当社は、ESOP信託の導入に際して株式交付規程を制定します。

当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とするESOP信託を金銭で設定します。

ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、上記で当社が拠出した金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社(第三者割当による新株式発行)から取得します。

ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

当社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員に対して、当社株式等の交付等を行います。

ESOP信託の清算時に、受益者に当社株式等の交付等が行われた後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

受益者要件を充足する経営幹部社員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

3. 信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	2023年9月4日
信託の期間	2023年9月4日~2028年9月30日
制度開始日	2023年9月4日
議決権行使	受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	235,274,900円
株式の取得日	2023年9月11日
株式の取得方法	新株発行の第三者割当により取得

なお、本信託から受益者に交付を行う株式の総数は202,300株であります。

(第5回新株予約権の発行)



当社は、2023年8月17日開催の取締役会にて会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員（以下、「従業員」という）に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。

#### 1. 本新株予約権の募集の目的及び理由

従業員が当社の企業価値最大化に対する決意及び士気を高めるため、当社の従業員を対象に、税制適格ストック・オプションを無償にて発行するものであります。今回は従業員の業績、貢献度の評価に基づき、当社の従業員80名を対象に税制適格ストック・オプションを発行いたしました。

#### 2. 本新株予約権の発行要項

##### (1)本新株予約権の名称

株式会社ウイルプラスホールディングス第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という）

##### (2)申込期間又は申込期日

2023年9月14日

##### (3)割当日

2023年9月19日

##### (4)募集の方法

第三者割当ての方法により本新株予約権を割り当てる。

##### (5)本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

##### (6)本新株予約権の総数

1,790個

##### (7)各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

##### (8)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権発行の日が属する月の前月各日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の場合の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ再直近日の終値とする。）を下回る場合は、当該終値とする。

##### (9)行使価額の調整

1 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

2 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

##### (10)本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

##### (11)その他の本新株予約権の行使の条件

1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認められた場合にはこの限りではない。

2 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができな

い。

- 3 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の(ア)、(ウ)、(ケ)の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
  - (ア) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - (イ) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
  - (ウ) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - (エ) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (オ) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - (カ) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - (キ) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - (ク) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
  - (ケ) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- 4 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

#### (12)本新株予約権の取得

- 1 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- 2 当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- 3 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

#### (13)本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (14)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (15)本新株予約権の行使請求の方法

- 1 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- 2 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- 3 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### (16)組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- 1 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 2 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 3 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- 4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗

じて得られる金額とする。

5 新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6 新株予約権の行使の条件

第11項に準じて決定する。

7 新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項に準じて決定する。

8 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

9 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第14項に準じて決定する。

10 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(17)新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(18)本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(19)その他

1 本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

2 その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(20)本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる本新株予約権の数

当社従業員80名に対し、1,790個

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,900,000	1,600,000	0.183	-
1年以内に返済予定の長期借入金	649,942	1,015,822	0.250	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	2,947	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,066,856	3,818,166	0.239	2024年7月～ 2033年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	19,864	-	2024年7月～ 2030年2月
その他有利子負債 買掛金	1,380,959	3,321,859	0.366	-
合計	5,997,757	9,778,659	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	899,120	899,120	649,610	420,316
リース債務	3,325	3,376	3,428	3,481

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	9,809,358	20,661,404	31,204,096	44,115,675
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	490,666	974,888	1,539,897	1,951,199
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益金額 (千円)	319,165	633,878	1,003,636	1,302,460
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	33.35	66.16	104.55	135.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	33.35	32.81	38.36	69.18

(注) 株式給付信託(BBT)にかかる信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	779,594	1,210,384
貯蔵品	6,055	5,322
前払費用	23,415	21,886
関係会社短期貸付金	3,870,000	5,100,000
未収入金	1 433,882	1 441,269
その他	1 15,099	1 33,074
流動資産合計	5,128,047	6,811,938
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,422	6,484
工具、器具及び備品	2,189	2,241
その他	-	20,828
有形固定資産合計	9,611	29,555
無形固定資産		
ソフトウェア	7,565	2,741
無形固定資産合計	7,565	2,741
投資その他の資産		
関係会社株式	1,442,840	1,452,840
繰延税金資産	41,093	46,566
その他	91,338	96,877
投資その他の資産合計	1,575,273	1,596,283
固定資産合計	1,592,450	1,628,580
資産合計	6,720,497	8,440,518

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	2,900,000	1,600,000
1年内返済予定の長期借入金	649,942	1,015,822
未払金	1 207,985	1 248,893
未払費用	58,953	62,622
未払法人税等	69,983	51,876
未払消費税等	17,075	6,334
賞与引当金	3,906	4,366
その他	1 52,711	1 55,034
流動負債合計	3,960,556	3,044,949
固定負債		
長期借入金	1,066,856	3,818,166
役員株式給付引当金	70,881	81,247
その他	5,761	25,625
固定負債合計	1,143,498	3,925,038
負債合計	5,104,055	6,969,988
純資産の部		
株主資本		
資本金	231,768	255,618
資本剰余金		
資本準備金	161,768	185,618
その他資本剰余金	1,003,538	1,003,538
資本剰余金合計	1,165,306	1,189,156
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	353,407	159,844
利益剰余金合計	353,407	159,844
自己株式	134,039	134,088
株主資本合計	1,616,442	1,470,530
純資産合計	1,616,442	1,470,530
負債純資産合計	6,720,497	8,440,518

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 7月 1日 至 2022年 6月30日)	当事業年度 (自 2022年 7月 1日 至 2023年 6月30日)
営業収益	1 954,335	1 981,497
営業費用	2 568,648	2 717,971
営業利益	385,687	263,525
営業外収益		
受取利息	1 11,066	1 11,551
助成金収入	373	1,808
保険解約返戻金	-	83,349
その他	51	32
営業外収益合計	11,491	96,742
営業外費用		
支払利息	10,086	11,752
支払手数料	-	22,400
営業外費用合計	10,086	34,152
経常利益	387,091	326,114
特別利益		
新株予約権戻入益	-	10,243
特別利益合計	-	10,243
税引前当期純利益	387,091	336,358
法人税、住民税及び事業税	120,026	101,933
法人税等調整額	4,566	5,472
法人税等合計	115,459	96,460
当期純利益	271,632	239,898



## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	222,228	152,228	1,003,538	1,155,766	352,658	352,658	134,003	1,596,649	1,596,649
当期変動額									
新株の発行	9,540	9,540		9,540				19,080	19,080
剰余金の配当					270,883	270,883		270,883	270,883
当期純利益					271,632	271,632		271,632	271,632
自己株式の取得							36	36	36
当期変動額合計	9,540	9,540	-	9,540	749	749	36	19,792	19,792
当期末残高	231,768	161,768	1,003,538	1,165,306	353,407	353,407	134,039	1,616,442	1,616,442

当事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	231,768	161,768	1,003,538	1,165,306	353,407	353,407	134,039	1,616,442	1,616,442
当期変動額									
新株の発行	23,850	23,850		23,850				47,700	47,700
剰余金の配当					433,461	433,461		433,461	433,461
当期純利益					239,898	239,898		239,898	239,898
自己株式の取得							49	49	49
当期変動額合計	23,850	23,850	-	23,850	193,562	193,562	49	145,912	145,912
当期末残高	255,618	185,618	1,003,538	1,189,156	159,844	159,844	134,088	1,470,530	1,470,530

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び関連会社株式
- 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程(内規)に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約による収益は、子会社からの経営指導料などの業務受託料であります。子会社との契約に基づき受託した業務を提供することが当社の履行義務であり、業務提供時点で収益を認識しております。

なお、当該履行義務に対する対価は1ヶ月後には受領しており、重大な金融要素の影響はありません。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬)

連結財務諸表「注記事項」(追加情報)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
短期金銭債権	448,826千円	471,215千円
短期金銭債務	6,950	10,603

## 2 偶発債務

関係会社の仕入債務に対して、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
	1,408,404千円	3,415,937千円

## (損益計算書関係)

## 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
営業収益	954,335千円	981,497千円
受取利息	11,058	11,542

## 2 営業費用はすべて一般管理費であり、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
給料及び手当	317,649千円	381,105千円
賞与引当金繰入額	3,906	4,366
役員株式給付引当金繰入額	14,008	10,366
減価償却費	12,678	7,848
法定福利費	33,977	40,297
業務委託費	3,577	18,609

## (有価証券関係)

## 前事業年度(2022年6月30日)

子会社株式は、市場価格がない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	前事業年度(千円)
子会社株式	1,442,840
計	1,442,840

## 当事業年度(2023年6月30日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当事業年度(千円)
子会社株式	1,452,840
計	1,452,840

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,996千円	4,528千円
賞与引当金	1,196	1,336
未払労働保険料	2,168	3,678
未払費用	189	203
資産除去債務	1,764	1,764
子会社株式	10,988	10,988
役員株式給付引当金	21,703	24,878
繰延税金資産合計	42,006	47,378
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	913	811
繰延税金負債合計	913	811
繰延税金資産純額	41,093	46,566

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年6月30日)	当事業年度 (2023年6月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
法人税の特別控除	0.2	1.9
住民税均等割等	0.2	0.6
その他	0.8	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.8	28.6

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項」(重要な会計方針) 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	7,422	-	-	937	6,484	10,993
	工具、器具及び備品	2,189	1,367	-	1,315	2,241	2,241
	その他	-	21,600	-	771	20,828	7,993
	計	9,611	22,967	-	3,024	29,555	21,228
無形 固定 資産	ソフトウェア	7,565	-	-	4,824	2,741	-
	計	7,565	-	-	4,824	2,741	-

## 【引当金明細表】

単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	3,906	4,366	3,906	-	4,366
役員株式給付 引当金	70,881	10,366	-	-	81,247

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL <a href="https://www.willplus.co.jp/">https://www.willplus.co.jp/</a>
株主に対する特典	-

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日) 2022年9月29日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年9月29日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第16期第1四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第16期第2四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第16期第3四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) 2023年5月12日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2022年9月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)の規定に基づく臨時報告書

2023年8月17日関東財務局長に提出。

#### (5) 有価証券届出書及びその添付書類

2022年12月15日関東財務局長に提出。

2023年8月17日関東財務局長に提出。

#### (6) 有価証券届出書の訂正届出書

2023年8月18日関東財務局長に提出。

2023年8月17日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2023年8月22日関東財務局長に提出。

2023年8月17日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年9月28日

株式会社ウイルプラスホールディングス  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福田 慶 久

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡 直 彦

#### < 財務諸表監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルプラスホールディングスの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングス及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、輸入車販売関連事業を営む連結子会社5社を通じて、2023年6月30日現在、国内に36店舗を展開しており、外国メーカー車11ブランドを扱っている。連結貸借対照表上の有形固定資産残高は7,038,924千円であるが、その大部分は店舗資産である。</p> <p>会社グループは、店舗固定資産について、店舗毎にグルーピングを行っており、減損の兆候がある店舗については、これらが生み出す割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回るときには、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識される。</p> <p>減損の兆候の有無に関する検討は、店舗別損益情報等に基づき実施されることから、店舗別損益実績の集計や本社費等の共通費の配賦計算を含め、これらが適切に作成されていることが重要である。また、将来キャッシュ・フローは経営者の判断を伴う事業計画を基礎としており、その構成要素である売上高等は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける。</p> <p>以上のとおり、店舗固定資産の減損については、仮に店舗別損益情報が適切に作成されない場合等には減損の兆候判定を誤る可能性があること、また、主要な仮定である売上高成長率については、不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社グループが実施した店舗固定資産の減損に関する兆候判定の方法の妥当性を検討し、減損の兆候がある店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りの妥当性を検討する目的で、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>【減損の兆候の有無に関する検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通費配賦前の店舗別損益実績について、会計システム残高との整合性を検討した。</li> <li>・共通費の配賦計算について、費目毎の配賦基準を検討するとともに、配賦後の店舗別営業損益の合計と全社の営業利益の整合性を検討した。</li> <li>・共通費配賦後の店舗別損益実績について、俯瞰的な視点から営業損益の趨勢分析を行い、異常点の有無を検討した。</li> </ul> <p>【減損の兆候がある店舗の将来キャッシュ・フローの見積りの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。</li> <li>・将来キャッシュ・フローの見積りの基礎とした店舗の将来事業計画について、取締役会によって承認された店舗別利益計画との整合性を検討した。</li> <li>・経営者の見積プロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。</li> <li>・将来事業計画の基礎となる主要な仮定である売上高成長率については、経営者と協議を行うとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した結果と、将来事業計画における損益見込を比較した。また、会社の将来における売上の予測について、過去の市場データを考慮するとともに業界動向及び直近の受注実績との整合性を検討した。</li> <li>・将来キャッシュ・フローの計算について再計算を実施するとともに、売上の予測について、将来の変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウイルプラスホールディングスの2023年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ウイルプラスホールディングスが2023年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

##### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年9月28日

株式会社ウイルプラスホールディングス  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福田 慶 久

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡 直 彦

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルプラスホールディングスの2022年7月1日から2023年6月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングスの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当期末の貸借対照表において、関係会社株式1,452,840千円、関係会社短期貸付金5,100,000千円を計上しており、これらの合計額の総資産に占める割合は77.6%である。</p> <p>会社は、関係会社株式を取得価額で計上しているが、関係会社株式の実質価額が50%以上低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額処理する方針としている。また、関係会社貸付金は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を引当処理する方針としている。</p> <p>当期の監査における関係会社株式の減損処理の要否については、各関係会社株式の取得価額と発行会社の純資産を基礎として算定した実質価額の状況を把握した結果、重要な虚偽表示リスクが高いと評価される状況にはない。また、関係会社短期貸付金に対する貸倒引当金の十分性については、各関係会社の財務内容を把握した結果、重要な虚偽表示リスクが高いと評価される状況にはない。</p> <p>しかしながら、会社が持株会社であることを踏まえ、関係会社投融資の評価が相対的に最も重要な監査領域であると考え、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社投融資の評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・関係会社株式の実質価額及び財務内容の算定基礎となる各社の財務情報の信頼性を確かめるために、連結財務諸表監査の一環として必要な監査手続を実施した。</li><li>・各関係会社株式の取得価額と各社の実質価額を比較した。</li><li>・各関係会社の財務内容を把握し、貸付金の回収可能性に関する経営者の判断の妥当性を評価した。</li></ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載

内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。